## 令和6年第1回設楽町議会定例会(第2日)会議録

令和6年3月15日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会(第2日)が設楽町役 場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1村松一徳2村松純次3原田純子4原田直幸5七原 剛6金田敏行7山口伸彦8田中邦利9今泉吉人

10 加藤弘文

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長 土屋 浩 副町長 久保田美智雄

教育長 大須賀宏明

原田 誠 総務課長 企画ダム対策課長 村松 一 津具総合支所長 佐々木智則 生活課長 村松浩文 今泉伸康 保健福祉センター所長 依田佳久 産業課長 建設課長 松井良之 町民課長 小川泰徳 関谷 恭 財政課長 教育課長 遠山雅浩

出納室長 今泉 宏

4 議会事務局出席職員名事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 諸般の報告 日程第2 一般質問

- 1 村松一徳議員
  - (1) 「中学生(子ども・若者)議会」の開催に向けて
  - (2) 小中学校給食費半額助成から全額無償化を
- 2 原田純子議員
  - (1) 「アウトドアまちづくり推進室」と「移住・定住」の関係
  - (2) 防災のあり方
- 3 田中邦利議員
  - (1) 空き家対策について
  - (2) 不登校児童生徒への支援と居場所づくりを
- 4 金田敏行議員
  - (1) 第2次設楽町総合計画中間見直しについて
- 5 七原 剛議員
  - (1) 設楽町の「ふるさと納税制度」について
  - (2) 設楽町の「企業版ふるさと納税制度」について

議長 定刻より若干早いですが、始めたいと思います。それでは、ただいまの出席議員は10名全員です。定足数に達していますので、令和6年第1回設楽町議会定例会(第2日)を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6金田(敏) おはようございます。令和6年第3回議会運営委員会の委員長報告を行 います。

令和6年第1回定例会第2日の運営について、去る3月11日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は議長から報告があります。

日程第2「一般質問」は、本日5名が一般質問を行います。質問は受付順で、 質問時間は答弁を含め50分以内です。なお、確認のために申し上げますが、質 問は、一括方式か、一問一答方式かを宣言の上、質問してください。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議長として、定期監査について、報告します。監査委員より地方自治法第199条の9項の規定により定期監査の結果について報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議長 日程第2「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて 50 分以内とします。 はじめに、1番村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1 番村松一徳です。議長のお許しを得ましたので、「『中学生(子ども・若者)議会』の開催に向けて」と「小中学校給食費半額助成から全額無償化を」の 2 点について一括方式で質問させていただきます。

1点目は、「中学生(子ども・若者)議会」の開催を要望する件です。

設楽町の行政運営に、もっと若者の声を反映させて欲しいという願いがあります。昨年の町議会選挙を通してそのような声が届いています。さらに将来を担う10代、20代の若者の声を町政に届け、未来に展望がひらけるような設楽町にしていくことが私たち議員の責務でもあります。

土屋町長は就任以来、地区懇談会や学校視察を実施していることは承知しています。また、中学生人材育成研修報告書からも、よいアイデアがあれば予算化の可能性もあるとの話も伺っています。一方、設楽町以外の郡内町村や新城市では、中学生議会や若者会議——若者議会とも言いますが、を開催し、その時々の声を

拾い上げ行政運営に反映させようと試みています。

さて、本町でも中学生議会は、以前から一般質問でも取り上げられてきましたが実現に至っていません。このままでは急速な超少子高齢化と過疎化により、ダム完成後には住民がいなくなってしまう地区もでてきます。地域の活性化のため「中学生(子ども・若者)議会」をぜひ開催し、若者の声を町政に反映させるため、以下の点を伺います。

1つ目。中学生(子ども・若者)議会の意義を認識し、開催する予定はありませんか。年1回からの開催から始めていただきたいと思います。

2つ目。過去の答弁では、開催に関してのハードルが高いとの回答でしたが、 開催に対しての問題点とは何ですか。具体的に提示していただきたいと思います。

3点目。ここで私のちょっと修正があります。すみません。近隣の新城市若者会議——若者議会とも言いますが、これは私の間違いで、平成27年度から、2015年から原則月1回開催されています。そして現在は第9期の開催中だということで、私の勘違いでありますので、ここで修正させてください。その、新城市若者議会の成果を本町ではどのようにとらえていますか。

4、町長主催の地区懇談会や小中学校訪問で具体的な成果はありましたか。また、どのようなアイデアが予算化されましたか。教えてください。

5点目。地方自治を学び将来を担う中学生(小学生)、さらに高校生にも議会 傍聴や議会体験させることは考えていませんか。

10年、20年先を見据えた町行政を今の若い世代に担ってもらうため、地方自治や民主主義の在り方を体験させるためにも開催すべきです。中学生・高校生らによる地方活性化のプランが予算化され実現できれば、未来輝く明るい町に近づけられるでしょう。町は真摯に受け止め、実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、来年度の小中学校給食費半額助成から全額無償化を要望する件です。 国の小中学校給食費無償化の議論が継続されていますが、大変動きが遅いと感じています。設楽町では、ここ二、三年間は新型コロナウイルス感染症予防対策費、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を給食費の補助に充当することができましたが、令和6年度からは交付されず、給食費実質無償化は適応されません。

郡内の豊根村、東栄町では給食費無償化が予算計上されています。昨年6月議会の町長の答弁では、国の助成がなくても半額助成は継続していきたいという考えから、来年度は半額助成が予定されています。その方針は一定の評価をしますが、やはり全額無償化を推し進めるべきではないでしょうか。異次元の少子化対策が不可欠であると言われながらも、物価高騰の今現在、そこまで踏込めない実情は多くの町民や保護者からも理解されがたい部分です。ぜひ、令和6年度以降も給食費全額無償化を要望します。

以下、詳細について町の見解を伺います。

1つ目。昨年度までの給食費は、小学校 280 円、中学校 300 円。徴収金額は、小学校 275 円、中学校 295 円を助成してきました。令和 6 年度から給食費が小学校 300 円、中学校 350 円に設定された具体的な理由を提示していただきたいと思います。

2つ目。令和6年度から給食費半額助成、小学校150円、中学校175円の予定

ですが、今後も継続できる見込みはあるのでしょうか。同時に、給食費全額無償化をした場合の不足額の試算を提示していただきたいです。

3点目。歳出削減や事業見直しにより、年度途中でも助成額を変更することは あり得ますか。

未来を担う子どもたちを地域社会全体で支えていくことが求められています。 今後も設楽町に住み続けたいと願う保護者のためにも、子育て支援のさらなる充 実が必要です。ぜひ前向きな回答をお願いいたします。

ここで1回目の質問を終わります。

教育課長 では、教育委員会より2点についてお答えさせていただきます。

初めに、1、中学生(子ども・若者)議会についてであります。

1つ目。中学生(子ども・若者)議会」の開催予定は、ということで、中学生議会を想定して、まず答弁させていただきますが、この開催にあたりましては、生徒が自ら町の将来について提案したり課題解決を求めたりするには、事前に町の現状等について学んでおく必要があります。中学3年生については、夏に行っております人材育成研修事業に向けて町づくりに関する事前研修を行っておりますので、その蓄積が十分生かせると思いますけれども、その成果を改めて示す場として、また議会制度により行政が動いているという社会的な仕組みを体感する場という観点からも、中学生議会の開催は大きな意義があるという認識でおりまして、具体化していきます。

なお、町では、平成 28 年度の第 2 次総合計画策定にあたりまして、中学生議会を開催し、若い方々の意見を総合計画に反映させていこうという趣旨で、設楽中、津具中に協力を仰ぎ、取り組んだ経緯がありますが、実績としては多少のアレンジがありましたけれども、中学生会議という名称で行っております。

2つ目です。開催に際しての問題点というところであります。

以前の一般質問におきまして、子ども議会の定期開催はどうかという御質問をいただきました。その折には、当時の担当課長から、定期的な開催にあたっては児童生徒や学校関係者に負担が生じることから、関係者との十分な打合せをしたうえで実施しなければ、といったような答弁をさせていただいております。

具体的には、中学生を対象とした例としますけれども、まず、生徒にあらためて子ども議会、中学生議会の主旨や、これから自分たちが取り組むべき一連の流れを知っていただくとともに、設楽町の課題、問題点などをそれぞれ整理し、そのうえで個々に町に対する質問や提案を考えていただくことになります。これらを学校カリキュラムの中で数時間かけて行い、町に生徒全員分あるいは代表の生徒さんの答弁書を提出していただくという流れになります。さらに実際の子ども議会、中学生議会という場でのシミレーション、例えば手を挙げて、席を移動して質問を読み上げて席に戻るといったような事前のシミレーションも必要かと思います。

先ほど申し上げました、平成 28 年度の第 2 次総合計画策定時の中学生会議では、「どんな設楽町にしたいか。どんな町で暮らしたいか」をテーマとして、設楽中・津具中の生徒の代表の方に役場へ出向いていただき、意見とかアイデアとか提案とかを出していただきました。町はそれらを各総合計画の部会にかけて検討し、総合計画の内容に反映しているというところであります。

私は当時、たまたまこの業務を担当しておりまして、中学生議会を開催して生

徒の意見を町政に反映させたいのですけれども、学校としての対応は可能でしょうかということを、両中学校の当時の校長先生に相談することからこの事業の準備を始めたことを記憶しております。

その折にそれぞれの校長から直接伺ったのは、生徒たちの声が町に直接届くことは町づくりにとって大切なことだし、何より生徒にとって貴重な経験になるというような、趣旨に賛同していただくような御意見をいただくとともに、一連の準備や当日対応等にかかる担当の先生方の負担などを考えますと、議会という形式での実践は学校現場としてはなかなか難しいところがあるといった現状を見据えた回答をいただきました。

結果としては、その意を踏まえて、この場のような議会形式にはなりませんでしたが、当時の町長がそれぞれの質問や要望等にその場でお答えをさせていただいたというところがあります。

ということで、開催に関する問題点というか課題としましては、その折に校長 先生が言われたとおり、一連の対応にかかる学校現場の負担増ということが大き いのではないかと考えます。

3つ目です。新城市若者議会の成果についてというところです。

先ほど議員おっしゃられたように、今年度で第9期を迎えるという実績のある 取組ということで、平成27年以降、毎年私もいろいろ見させていただくと、3 件から5件、多いときには2桁もの事業が具体的な予算要求額をもって答申され ております。

事業立案の視点も様々で、福祉、教育、観光振興、地域づくりなど幅広い分野に渡り、食だとかSNS、若者向けの情報誌とか、性教育、それから健康増進のためのバブルサッカー――空気の入った大きな、人の身長よりも大きなボールのサッカーなどですね。そういったものなどユニークなタイトルとか、辞書にないようなキーワードを付けた事業名などを付けたりして、若い世代にも興味を持ってもらえそうな切り口や観点での提案が目を引いております。

しかし、それぞれコンセプトは市の実情を踏まえてのアイデアとか提案でありまして、市をもっと知ってもらいたいとか、参加してもらいたい、考えてほしい、といった思いを、分かりやすくハードルを下げて誰もが気軽に関われるような仕組みとしているところに、またそういうプランや工夫が行政の中で実際に具体化・事業化されているところに、この制度の価値があるのではないかと考えます。併せて、こうした検討の場を月1回、あるいはそれ以上のペースで開催しているという体制の構築の完成度だとか、関係する方々のバイタリティに敬服しております。

4つ目です。地区懇談会や学校訪問の成果であります。

町の地区懇談会に出ている若い方々からは、教育や子育て環境の充実に関する 要望等などがありまして、学校統廃合に向けた具体的な対応など、できるところ は反映し、また、例えば公園整備の要望とか、なかなか速やかに対応し切れない 部分も、地域の声としては庁舎や役場内全員で共有していくことにしております。

学校訪問という関係では、まちづくりスクールミーティングを実践しております。これは、町長の、子どもの意見から町政のヒントを得たいという考えを契機として始めたものでありますけれども、中学生と小学校の五、六年生を対象としたものであります。

各校それぞれで町や地区、学区に関する事前学習をしていただいたうえで、小学生に対しては、町のどんなところが不便で、どうしたらもっと住みやすい町になるかとか、設楽町あるいはそれぞれ児童生徒の住んでいる学区の自慢できるところや好きなところについて、また中学校においては、人材育成研修の報告会も兼ねて、町長と教育長が全小中学校に出向いて、学校によっては給食も一緒にいただくなど、児童生徒とフレンドリーなかたちでお話しをさせていただいているところであります。

そのミーティングの中では、豊かな自然、特産品、人の優しさなどに魅力を感じるといった児童生徒の意見や、スーパーやコンビニ、若者が少ないことや、中には木の伐採等を懸念するような声、また町の業務内容や課題等への質問も多く、子どもたちが様々な場面で感じていることや望んでいることなどを直接知ることのできる貴重な機会となっております。

しかしながら、買い物できるお店を増やしてほしいとか、公園を造ってほしいといった、いわゆるハード面とか、第三者の方が関わるようなものの整備については準備期間等が必要でありますし、また多くの人を呼び込みたい、また、集ってほしいといった思いには、幅広い視点での取組が必要となることから、現時点での事業予算化には至っておりませんけれども、これら子どもたちの真剣な思いを職員全体で共有して具現化していかねばならないと考えております。

5つ目です。小中高生への議会傍聴や議会体験についてです。議会体験については、いわゆる議会形式でいくのか、従前の中学生会議のようなスタイルとするのか等の考え方にもよりますが、いずれにしてもその意義は高いので、学校側と十分議論し考えていきたいと思います。

議会傍聴については、授業時間の制約や議場のスペース確保といった調整すべき事項はありますけれども、町の課題に対する議論が真剣に行われている場所に身を置き実感することはきっと貴重な経験となりますので、どんな形で実現できるのか議会側とも今後調整させていただきたいと思います。

まず1番について、一度、止めさせていただきます。

次に、引き続き企画ダム対策課のほうから回答させていただきます。

企画ダム対策課長 企画ダム対策課のほうからこの件につきましては関連がありま すので、お答えさせていただきます。

村松議員がおっしゃるとおり、中学生や高校生に議会傍聴や議会体験をするということは、大変有意義なことだと思っております。先ほどの教育委員会の答弁と重なりますが、企画課では、設楽町を広く知ってもらい、まちづくりに少しでも将来を担う若い世代の声を反映させたいという考えのもと、中学生人材育成研修を行っております。この事業は教育委員会の予算ですが、まちづくり・ひとづくりの関わりから企画ダム対策課が研修事業を行っております。中学生人材育成研修は郷土愛を育み、まちづくりに関心を持ってもらい、将来設楽町のまちづくりに関わってもらいたいという目的で行っております。その事業の中では、研修内容を報告書にまとめ、採用できる提案を事業化するといった一連の流れを取り組んでおります。

また、田口高校生には、山村都市交流拠点施設の活用ですとか、地域活性化の施策などを題材にワークショップを行い、高校生の意見集約を図っております。 そのワークショップには北設3町村の職員も同席し、高校生のまちづくりの方策 の一端を知ることができております。

このように若者の意見を広く知り、地域づくりに少しでも役立てたいと考えております。

企画ダム対策課からは、以上です。

教育長 私のほうから、まちづくりスクールミーティングに、町長と一緒に全部の 小・中学校参加した内容について少し補足させていただきます。

まちづくりスクールミーティングを始める前には、先ほど課長から言ったような町に対してどういうことを感じているかということとか、どういうふうに町を盛り上げていくかというようなことを、事前にシートを配って子供たちに考えてもらいました。それを、国語科とか社会科とか、探求的な授業の時間を使ってもらってやったわけなのですけども、田口小は、今言った国語科の中で、2日間に分けて、開催してもらいました。初日は、まずはそういった課題や何かを子供たちに発表してもらって、2回目には、それに対してどんなようなことをやったら、町がよくなっていくかというような内容を、タブレットと電子黒板を使ってプレゼンをしてもらいました。清嶺小もそんな形でやりました。

中学校のほうは、先ほどから出ている人材育成研修の内容の関係で、津具中においては研修に行く前に町の課題とかを発表してもらって、行ったあとには、12月の公開授業の中でそれを発表してもらいました。設楽中なんかだと、私の班と町長の班に分かれて、車座でいろんなことを話し合いました。たくさん質問もされたし、こちらからも、いろんな答え、行政の課題だとか仕組みだとか答えました。ということで、各学校とも本当に中身の濃い内容で、子供たちと本音で町について語り合うことができて、とてもよい機会だと思っています。なので、スクールミーティングを終わったときには、それぞれの学校の先生には、また来年もやりたいので、やりましょうということでお伝えして帰ってきました。ということで、非常に私は評価しております。

町長 ただいま教育委員会から教育としての観点で答弁をさせていただきましたけども、これ、私の政治姿勢であったり、公約の中の一部でありますので、私のほうから少し答弁をさせていただきます。

議員御指摘、子供議会がこういう中学生議会をやったらどうだということでありますけども、私、町長に就任しましたときに、教育委員会を通じて学校側に、こういう形で子供議会であったり中学生議会ということをやっていただけませんかという問合せをさせていただきました。その中で、学校側が出された結果が今でありますので、私の認識としてはやっておるという認識でありますのでよろしくお願いします。

そして若者議会ということであります。先ほど課長のほうから答弁しましたけれども、議会という形ではありませんけれども、多くの町民の方と対話をしたいという思いがありますので、企画のほうでローカルSDGs奥三河フォーラムというものであったり、アウトドアカレッジという中で町の将来についてお話をさせていただいておるところであります。

そして田口高校につきましては、先ほど課長が言いましたけれども、そんなことをやっておりますとともに、先日学校の運営協議会がありまして、その中で、田口高校の中で高校生の議会形式というようなお話がありましたので、私どもとしては大変ありがたい話ですのでぜひ実現をしてくださいというお願いをして

いるところであります。ボールは投げておりますので、あとはキャッチボールで受け取るだけでありますのでよろしくお願いします。

教育課長 では2点目の御質問、小中学校給食費半額助成から全額無償化へ、という 点についてお答えさせていただきます。

まず、金額、給食費の額の見直しの理由というところであります。

昨今の各食品の物価高騰に伴いまして、それまでは献立の工夫や、食材の精査、 厳選などにより、何とか給食費の単価内に収まるようにやってきたところであり ますけれども、その後も多くの品目で物価高騰が加速するばかりでありまして、 令和4年度の半ば頃から、いよいよ内部の調整だけでは対応できなくなってきま した。そうした背景を踏まえて、給食の質はそのままに、単価を超える分の負担 については、保護者側に転嫁することなく、公費にて対応することとして現在に 至っております。しかしながら、こうした厳しい経済状況の今後への見通しは決 して明るくなく、好転するのは当面期待できないという判断から、やむなく価格 設定の見直しに及んだという状況であります。

さて、上昇分の、小学校で20円、中学校で50円の具体的な設定の根拠でありますが、一言で言いますと、児童生徒に必要なカロリー基準に基づく給食献立を提供するためのコスト算定に基づくものであります。

各校の栄養教諭をはじめ給食担当の先生方は、年2回、食材ごとのカロリー基準に基づいた献立に関する詳細なデータを示した報告書を作成しておりまして、県のほうに提出するという流れがあります。その算定による1食当たりの所要経費が、各小学校では昨年6月の調査時点ですが、小学校で296円から310円、小学校の11月調査時、これ最新なのですが、284円から310円。中学校の昨年の6月時点の調査時では327円から352円。最新の11月の調査時、中学生ですけども333円から347円というふうになっておりまして、今年度の給食費単価であります、小学校が280円、中学校300円を大きく超えているような状況であります。なお、この差があるのは、学校間での差があるわけなのですけども、日々の献立の違いとか、食材の購入元が異なるというところによります。

またこの上昇分には、物価の高騰はもちろんのことなのですけれども、個々の野菜とか魚とか、肉、穀類などなどの食材ごとに栄養改定があったというところであります。カロリーの基準値が下げられたというような改定があったということから、一定の提供すべきカロリーを満たすためには、その分多くの食材を取り扱う必要があると、これも要因となっております。

これなかなか分かりやすい説明が難しいのですけれども、例えばですけれども、具体的な例1例を挙げますけれども、ある冷凍食品、ハンバーグとかコロッケでもいいんですけれども、購入単価が、例えばこれまで児童用が20円、生徒用が40円――あくまでも例ですけど、40円という設定であったものが、物価高騰と栄養改定を踏まえて、児童用が30円、10円アップ、それから生徒用が70円、30円アップ。こういう上昇分が違うということは当然あり得ます、額は仮定ですけども、なったとします。また、そのときの献立の中の別に盛りつける野菜だったりとか、そこの横についているスープの具材とかも同様の考え方で、少額ながら上昇をするということがありますので、それらの上昇分、その1食で出てくる食材の上昇分の積み上げ、積み重ねによって、1日の献立全体で1食当たり従来の20円の差が50円になったというような考え方で御理解いただけるかなというふ

うに思いますが、そういう状況があります。

そうした細かい計算上の積み上げにより算出された必要な購入額を、コストをベースとしまして、またそこに今後の見通しも勘案して、栄養教諭らと幾度も協議した結果として300円、または350円という設定をさせていただいたということであります。

次に、半額助成を今後も継続できる見込みは、というところでありますが。町の財政運営は、本当に言うまでもなく厳しい状況が続いているというところでありまして、今後もさらなる物価の高騰が見込まれる中、保護者の皆さんの負担が少しでも軽減されるよう努めていきたいと考えております。ただその具体的な数値とか期間等については、今後の町全体の財政運営を勘案しながら判断してまいりたいと思います。

無償化した場合の不足額なのですけれども、現在6年度当初予算への計上額は、 児童生徒分のみ、半額、半分を計上させていただいておりますけれども、それが 全額が公費、町の負担となった場合は、5校分の合計で623万円ほどの追加が必 要となっていきます。

3つ目です。年度途中の助成額の変更は、ということですけれども。議会の初日に説明させていただきましたように、次年度当初予算については、厳しい財政状況の中、全事業を厳しく精査し、絞り込んだうえで策定をさせていただいておりまして、そうした中で何とか半額分を確保したというような状況であります。今後国の交付金、あるいは制度化など新たな財源、方向性のめどがつけば、前向きな見直しも可能なのですけれども、現時点では、まず1年間はこの形で進めさせていただければと考えます。

以上であります。

1 村松(一) 丁寧な回答頂きました。それで、幾つかの点について再質問させていた だきます。

まず、一つ目のほうは、中学生議会についてです。

先ほど困難な理由は、学校現場の多忙化によるもの、それから、町としては前向きに考えているのですが、学校現場の、校長をはじめ教職員の皆さんの負担が多いから、なかなかゴーをいただけないということでした。そこで私も考えていますが、このことについては、町議会の議員として私は協力は惜しまないということを考えております。ですので、ここは町行政だけじゃなくて町議会のほうも、学校に訪問させていただいて、事前事後学習、さらには学校職員、担当教諭との相談、生徒との連絡調整、行うことは可能だと思います。そういうこともこちら側も提示していけば、学校現場の負担も減るんじゃないかということを考えています。

同時に、今後今話題になっている2つの点がありますね。主権者教育、2015年6月から18歳選挙権が導入されています。これは、主権者がいろんなことを政治に参画することによって、これは高校生だけじゃなくて、小中学校の段階より実施していくということが、文科省からも提案されていると思います。

それから中学校社会科の公民分野では、民主政治の意義など、それを学習に生かすことが求められているという記載がされておりますので、学校現場としては、それはあくまでもこれはシャットアウトということはできないはずなんです。ですので、よりよい町政にしていくためには、これは必ずやっていく方向が求めら

れていると思いますので、よろしく、これを再度こちらも提案し、議会のほうも協力していけるとありがたいなと思いますので、その点について、お伺いしたいと思います、という点です。

先ほど、20年前、町村合併前は津具村議会でも子供議会やっていますので、当時の担当職員さん、そういう方もたくさんいらっしゃいますので、様々なノウハウを持っていますので。ぜひそれも生かしていけるといいかなと思いますので。こちらは投げかけしているのだけど、学校側がというのではなくて、皆さんで、三者で連携していけるといいなということで、その点はどうかなということで1つ質問します。

2つ目の給食費の半額助成なのですけども、先ほどの厳しい財政の折、よくそ れは理解はできるのですけども、不足分としては、もし全額する場合は623万円 の追加が必要だということを言っています。私もちょっと試算してみました、実 を言うと。小学校、中学校、今小学校は4校で120人、中学校は75人、全体で 195 人、また人口を増やしても 200 人ぐらいです、現状。それよりも今、減って ると思いますが。それに年間 190 回の食数を掛けます。さらにそれに 300 円と 350 円、小、中にかけると、小学校では684万円、中学校では498万7,500円という 概算を私、出しました。合計すると 1,182 万円。そのうちの 2 分の 1 補助 591 万 円は出していただけるということで、残りの分は623万円ということで、ほぼ合 っているかなと思います。あとは、学校給食費の補助金が、供給補助金というの が農水省よりも、一本当たり4円80銭出されています。これが現在も継続され ているのだったら、それも補助にできると思います。さらに摂取量としては、中 学校は 850 キロカロリー、 小学校は 560 キロカロリーから 770 キロカロリーが求 められていましたが、最近は中学校820、小学校は530から750でもいいよとい う話も聞いております。ですので、その辺の細かいことをまた追求して、それを 出していただけるとありがたいなと思います。

その点については、どうでしょうかということで、その辺を考えて、ぜひ無償 化はやはり難しいでしょうか。よろしくお願いします。

- 教育長 それでは議会のほうの関係でお答えします。学校の現場の負担ということで、 議会のほうも協力しますよという話なのですけども、3者で、学校、議会、行政 との3者のお話合いという意味だと思うのですが、校長会のほうに諮ったときに、 学校側の総意として、議会形式は負担になるのでという結果を受けて、まちづく りスクールミーティングということをやったものですから、あくまで学校側が議 会を行うということに対して、そういった時間をつくっていただかない限りはで きません。なので、行政とか議会がいくら、例えば学校を訪問して、これこれこ ういうことですよと言っても、そういったカリキュラムをつくってもらわないと できない話なので、そういったことで答弁しております。なので、くどいようで すが、あくまで学校側としてそういった時間をつくっていただくことが可能とな らない限りは、議会はなかなか難しいのではないかと思っております。
- 教育課長 再質問、2つ目の、学校給食に係る、細かいデータ数値を出していただきありがとうございます。私の出した見込みの額は、6年度予算に計上する2分の1が2分の2になった場合というのを差額で出させていただいております。微妙に数字が違うのは、例えば日数の考え方、それぞれの、大人、子供どういう大人の方々が関係するかというところを分けて、日数も分けて、先生方や応援のヘル

プの支援員の方々とか調理員とか分けて出しているつもりなのですけども、その 出し方での数字でありまして、議員の出された数字と微妙な差異はあるかもしれ ませんが、今後、実現化させていく、数字を出さなければいけない場合には改め てその辺り、学校側には再確認して精査して出させていくことになると思います よろしくお願いいたします。

1 村松(一) 議会のほう、子供議会のほうも、教育長はじめ、町長、前向きにとらえてくださっているということがよく分かりました。こちらのほうも働きかけを今後進めていき、学校間との調整もしていけるとありがたいなと思います。

2つ目の、給食費の無償化の件ですけども、やはり、財政はいろいろ苦しいと思います。そのことはよく承知してます。これは国全体でも、試算すると、4,600億円必要だということも聞いております。何かどこかで、町のほうでも事業を挙げればどこかを削らなければいけないということなんです。その辺で、まず調整、何とか他の予算を削ってということはなかなか言えませんけども、ちょっと見直して、少しでも学校の予算に給食費の場合は回していただけるとありがたいと思います。今後も、まずは半額助成ということを町長はじめ、うたってくれたので、これをできる限りやっていただきながら、より保護者に負担がかからないような制度も考えていってほしいなと思います。

そのことについてはよく分かりましたので、以上で私の質問を終わります。

議長これで、村松一徳君の質問を終わります。

次に、3番原田純子君の質問を許します。

3原田(純) おはようございます。3番、原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、一括方式で質問をさせていただきます。

設楽町では、令和6年度から、従来の移住定住推進室からアウトドアまちづくり推進室と名称を変更して、アウトドアまちづくり事業に本格的に取り組まれる 方針が示されました。

一方で、移住定住事業に関する考え方も示されています。令和6年2月26日開催の全員協議会の資料によれば、「職員数の観点から、従来の移住定住推進室の名称を変更するが、移住定住施策については、引き続き重点事業として予算を確保の上、継続実施していくこととする」とあり、また令和6年度設楽町当初予算の概要の、当初予算の基本的な考え方の3には、「全課共通の課題として、移住・定住施策を引き続き推進するとともに設楽ダム工事本格化に伴う経済効果を地域と繋ぎ、町の自然資源や資産等(公有財産を含む)を活用した交流人口=人の流れの増加を意識すること」と記載されています。

外側からの人の流れを作るアウトドアまちづくり事業は風の要素を内包し、移住定住事業は地域に密着した土の要素を包含する、それぞれに性質と役割の異なる事業です。その2つが1つになって事業は完成するものであると考えると、風は設楽町を訪れる訪問者であり、風を捉え結び合わせ定着させるのは土であり、土とは、即ち地域資源とそこに住む地域のお一人お一人であり、相互間に理解と協力と信頼関係を結べるかどうかがアウトドアまちづくり事業の要であり、移住定住の肝であると思います。

移住定住を担う役割は、住みたい人がいるから住まいを紹介するということだけではありません。地域をつなぎ、外からの人をつなぎ、結び合わせ、共に喜び合うことができる、時間も愛情も注がなければ生まれることのない貴重な役割で

あることをわかっていただきたいと思います。

- ①移住定住施策は、引き続き重点政策として取り組まれるとありますが、一方で、名称の変更は移住定住施策の後退と捉えることも出来ます。この御説明をお願いします。
- ②アウトドアまちづくり事業と移住定住事業への取組に向けたそれぞれの事業の予算のバランスのあり方をお伺いします。
- ③アウトドアまちづくり事業と移住定住事業を結ぶ仕組みが必要ではないで しょうか。お考えをお聞きします。
- ④各課横断的な組織に、まちづくり推進チームがありますが、交流人口を増やすアウトドアまちづくり事業と、定着を目指す移住定住事業、この2つの事業の性質は違うけれど、目的は同じ、設楽の人口を増やすことです。これに取り組んでいただければと考えますが、いかがでしょうか。
- ⑤設楽町の人口減少率が県内で一番であるという報道が年初にありました。少 子高齢化と物価高騰などによる地域の現状は、自助で精一杯でありながらも、地 域の連帯をギリギリのところで保っているのが現状であろうかと思います。

移住定住施策の一例として申し上げます。例えば、ある行政区の住宅へ移住者が入られた場合、その行政区、移住組織、新規入居者、古民家提供者に行政からお金が支払われる成果報酬型の仕組みが他市でありますが、これは、地域の皆様に移住定住に関心を寄せていただけると共に、地域が潤う優れた仕組みであると考えます。御意見をお聞かせください。

⑥町民が生き生きと互いを思いあって豊かであることが、外からの方々が定着できる本質であると思います。アウトドアまちづくり事業は、地元の理解を得ながら、丁寧にきめ細やかな配慮を持って進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、防災のあり方について質問をさせていただきますが、その前に、能登半島地震でお亡くなりになられた方々への御冥福と、被災された方々の物心両面の一日も早い復興を、祈念申し上げます。

能登半島地震から2か月が経過し、被災地では寒さの中、生活再建の途上にあって未だライフラインの復興も及ばず、倒壊家屋は手付かずの状況にあり、厳冬期の長期に及ぶ避難生活は被災者の皆様の健康を脅かしつつあります。

設楽町でも津波以外の被災状況が想定されますが、災害の対象があまりに多岐 に渡るため、ほんの一部になってしまいますが、防災について取り上げてみたい と思います。

- ①発災当初の行政は、情報収集の段階にあって、行政の支援は地域へ行き届かないと考えます。したがって、自分の命は自分で守る自助、隣近所皆で助け合う共助が大切になりますが、それを促すために行政が日頃から出来ること、しなければならないこととはどの様な取組でしょうか。
- ②行政のお立場で、危機管理と危機管理体制についてのお考えと現状について お伺いいたします。
- ③各地区の指定避難所に配置されている防災用品の種類と数を、さらに各地区の自主防災組織に備えられている防災機器、防災用品の種類を御教示ください。
- ④令和3年7月修正の設楽町業務継続計画に、庁舎以外の備蓄として非常用発電機15台、燃料備蓄19.2時間分と書かれていますが、15台の非常用発電機はど

こに設置されていますか。また燃料備蓄の19.2時間分は1日に満たない数字ですが、この時間の意味するところをお聞かせください。

⑤同上計画に、食料等、全住民用として 6,250 食 (297 人×7 日分)、水、全住民用として <math>840 リットル (40 人×7 日分) の備蓄とありますが、この数と適正量についての御見解をお伺いいたします。

⑥同上計画に、「備蓄がないため、職員の食料、水、災害用トイレ用品の確保が急務となっている」と記されていますが、職員の皆様も同様に被災者であり、時として身内の御不幸を後回しに災害対策に尽力せざるを得ない立場でもあります。災害は誰彼の区別なく降りかかるものです。職員のための備蓄は改善されましたか。

⑦地震による災害・豪雨による氾濫や土石流災害、火災による災害、大雪による災害等々、誰もが被災者になり得る可能性を持っています。ゆえに行政に携わる方々が被災される場合を想定すると、実務経験のある役場OBの方々との防災に関わる連携を備えておくことは、非常時の速やかな対応のための有効な手段であると考えますが、いかがでしょうか。

⑧避難場所では、災害関連死にも繋がる心身の負担軽減とプライバシー保護のために、例えば家族単位の仕切りの必要性、高齢者や既往症のある方への室内トイレの設置等、避難場所でのこうした備えは官民の連携が欠かせない分野であると考えます。地域の自主防災会と行政との連携と役割分担を地区の事情に応じて進めることが求められると思いますが、現状をお聞かせください。

⑨家庭用の非常用電源について、東栄町では令和2年度と令和3年度において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を使って、各家庭非常用電源購入に対して最大5万円の補助がありました。年間140から150件の申込みがあり、令和4年度以降は申込みが減少したため、町単独で助成をされているとのことです。

夏季であれば熱中症、冬季であれば低体温症になる可能性は否定できません。 この度の能登半島地震では、241人の死亡者のうち、222人の死因を分析した結果、32人、約14%の方が低体温症で亡くなられています。被災後、二、三日は しのげるような家庭用非常用電源の補助制度について、お伺いいたします。

⑩令和3年の災害対策基本法の一部改正で、個別避難計画の作成について、市町村の努力義務として規定されましたが、設楽町では個別避難計画へ向けての取組は行われていますか。

⑪災害発生時、行政防災無線で避難情報を放送されると思いますが、放送文のわかりにくさが話題にのぼります。つまり発信者と受け止める側の解釈の違いが混乱を招きます。

内閣府の災害にかかわる検証レポートは、次のように伝えます。「避難とは安全性を確保することであり、既に安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はない。また、避難場所は自治体が指定する避難場所に限らず、安全性が確保されている親せき宅や知人宅も避難先となり得るものであり、更に自宅にとどまり安全を確保することも避難である」。このように避難の意味を始めとする様々な情報を、分かりやすくかみ砕いてお伝えすることが求められると思いますが、いかがお考えでしょうか。

ペットとの同行避難について。東日本大震災では、緊急避難を余義なくされた

ために取り残されたペットが命を落したり、放浪するケースが多発したことを受けて、環境省は飼い主の責任によるペットとの同行非難を基本において、個人での対応に限界がある場合に備えて、ペットはパートナーであり家族であるという認識に立って、自治体等による支援体制や救護体制の必要がある、として、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが平成25年6月に作成されています。

②設楽町では、緊急避難所及び指定避難所へのペットの同行避難は認められていますか。そうであれば、ペットとの同行非難場所の使用環境整備についてお考えがあればお聞かせください。

③設楽町職員の方々が、石川県羽咋郡志賀町の震災現場に入られて、身をもって体験され、実感されたこと、設楽町の防災にとっても実に貴重な経験を持ち帰られたことと想像します。被災地での経験から学ばれ、私達に伝えたいことをお聞かせいただけたらと思います。

④災害時、災害対策本部が機能しているかどうかが大難を小難に変える鍵になると考えます。詳細は省きますが、過去の幾つもの災害から導き出された全国的な危機管理体制の指針を踏まえて、機能的で実効性のある組織を作っていただけますようよろしくお願い申し上げます。これについての御解答をお願いします。以上で、1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 それでは、まず1つ目の移住定住施策の名称変更は後退と捉えることができるが、いかがかという御質問ですが、第2次設楽町総合計画の分野別行動指針の中に、みんなが主役の全員協働のまちづくりを推進するための施策として、移住定住対策の推進が明記されております。名称を変更したことで、見方によっては移住定住施策の後退と思われるかもしれませんが、今までどおり担当者の配属も継続しますし、予算も前年度に対して107%の予算を予定しておりますので、決して移住定住を後退させるつもりはございませんし、今後も町の重点施策として推進してまいりますので御理解いただきたいと思います。

2点目の、アウトドアのまちづくり事業と移住定住事業への取組に向けたそれぞれの事業の予算バランスとあり方ですが、アウトドアを推進するための予算額としては、来年度約2,100万円。移住定住に係る予算は、約2,400万の予算を予定しております。

それぞれの予算バランスについては、例えばAsJYOC――アジアジュニア・ユースオリエンテーリングの国際大会が令和7年度に行われますが、行われる令和7年度には、今より予算は増えるかと思います。逆にその大きな国際大会が終わります、令和7年度以降は減る可能性があります。事業実施の有無で予算は大きく変わりますし、予算バランスも、予算が多い少ないで町としての移住定住を含めたまちづくりに対する姿勢が変わるものではありませんので、よろしくお願いしたいと思います。

3点目の、それぞれの事業を結ぶ仕組みが必要でないかとの御質問ですが、アウトドア事業を通して移住に結びつけるかが非常に難しいところであります。原田純子議員がおっしゃるとおり、地域が相互間に理解と協力と信頼関係を結べるかどうかが移住につなげる肝であると考えております。

アウトドア事業で関係人口や交流人口を増やすことで地域づくりにつなげようと考えておりますが、以前に、年間子育て世帯 10 世帯を確保するため、町内4地区に移住定住を推進するための組織の立上げを行ってきました。しかし、現

在は津具地区のみが活動を継続しているに留まっており、それ以外の地区では組織活動が停滞したり、無くなってしまったりしています。その理由としては組織の代表が区長などの宛職であったことで、代表が変わることで思いが薄れてしまったり、行政主導で設置をしたことで長く続かなかったことが原因であると考えており、反省すべき点であると思っております。しかしながら、移住者の受け入れを行うためには、地域での受け皿となる組織の設置が必要不可欠だと考えますし、反省を踏まえると、行政主導でなく地域内で自主的に移住者を受け入れるための組織が立ち上がることが望ましいと考えております。もちろん、組織を立ち上げるにあたり、町はサポートを行いますし、組織を運営する必要経費の補助も行っております。

このように、原田議員がおっしゃる仕組みは既にできていると思っています。 アウトドアによるまちづくり事業によって交流人口や関係人口を作り出すだけ でなく、そこに携わる人と人の関わりのつながりができて、また、地域の生活環 境、暮らしの環境を守り継承することで、結果として地域が活性化し、移住希望 者が現れ、移住につながる、といった流れの中で、仕掛けは行政側でできますが、 それを移住定住に繋げるためには受け皿となる組織が、原田議員が言います、仕 組みの中でも重要であると考えております。

続いて、4点目の御質問ですが、原田議員がおっしゃる、心と心を結ぶ移住定住施策に取り組むことの必要性は十分認識しております。移住者と心を結ぶのは地域でございますので、先ほども申し上げましたが、そのためにも移住者を受け入れるための組織の設置は重要であると考えております。

5点目の御質問です。

移住者が入居した場合に組織などへの成果報酬、いわゆる成功報酬を支払うなどの仕組みが考えられないか、という御質問ですが、例えば地域の受け皿となる組織の取組には、自主的、主体的な取組をすることによって継続されることが重要でありますし、報酬によって課題を解決することは、自主的で主体的な取組を阻害することとなりかねませんので、成功報酬的な制度は今のところ考えておりません。また、受け皿となる組織の運営に係る費用に対しては、町からの補助金を活用いただけます。

最後の御質問です。原田議員がおっしゃるとおり、町民が生き生きとお互いを思いやって豊かであることが、外からの方々が定着できることでありますし、それが地域づくりにつながります。そのためには、行政だけでなく地域が、地域の課題を理解し、お互いが共通認識を持ち課題解決に向けて共に考えることが、総合計画のまちづくりの行動指針にもあるように「みんなが主役の全員協働まちづくり」につながって行くものと考えておりますので、地域とともに考えながら進めてまいりますのでよろしくお願いします。

企画ダム対策課からは以上です。

総務課長 それでは続きまして、防災の在り方について回答させていただきます。質 問項目がたくさんありますので、タイトルのほうを要約させていただくとともに、 簡潔に答えさせていただきますので、お願いします。

最初の自助共助を促すための取組についてなのですけれども、昨年度から始めている地区懇談会において、冒頭まず町長からお願いしています。そのほか、防災行政無線での周知、台風シーズン前の7月発行の広報誌で防災特集の記事を掲

載しております。今後もこれらの方法に加え、防災アプリやホームページの活用、 さらには、子供からお年寄りまで町民の方が集まる場所において機会を設けて説 明等を行い、そのことを継続していくことが重要と考えます。

なお、支援、共助が特に必要となる要支援者の方については、個別避難計画策定に併せて、日頃からケアマネージャーや自立支援員の協力を得ながら考えていただくように努めております。

2番目の、危機管理と危機管理体制についてですが、まず危機管理は、自然災害等の危機が訪れた場合、できるだけ早く復旧・復興できるよう事前に備えておくことと考えています。業務継続計画において、発災直後、3時間以内、24時間以内などのタイムラインで復旧業務に即した訓練を通じて、実際に対応できるような体制を改善しながら構築していくことと考えています。

総務課内に消防防災室がありますが、発災時には各課室が所管業務において非常時優先業務に基づき復旧・復興をしていくこととなることから、今年度は各課室から防災委員を選出し、その委員が主体となって庁内全体での防災訓練を実施しました。また、行政区の協力を得て町の非常時優先業務と照らし合わせた訓練を実施する等、住民の皆さんと連携した防災体制を構築できるよう取り組んでおります。

3番目の、指定避難所及び自主防災組織の備蓄機器・用品の種類についてですが、非常に多種多様ですので、主なものをお知らせします。まず、指定避難所になっております学校なのですけれども、防災倉庫が設置してありまして、簡易トイレセット 200 回分が 1 セット、各施設に毛布が 20 枚、それから石油ストーブ、灯油ポリタンク、トランシーバーを各 4 台、それから、3 か所の福祉避難所には段ボールベッド 20 台から 30 台を備蓄しています。それから、町の防災倉庫の話なのですけれども、簡易トイレが 500、子供と大人の紙パンツが 4,500 枚、間仕切りですね、パーテーションが 300、ウエットタオル 1,000、乾電池 450、ラジオ100 台、発電機 12 台などがあります。

また、自主防災組織の備蓄については、現在照会中ですので、町で実施しております防災資機材整備補助事業で過去5年間に購入した主な備蓄品をお知らせします。非常食約930、簡易トイレ9、毛布20、ランタンなどのライト400、土嚢袋400、発電機3、ヘルメット110などとなっています。

4番目の、非常用発電機 15 台の設置場所ですけれども、旧庁舎倉庫・車庫に 7、稗田の消防倉庫に5、現庁舎の車庫と積載車に3台保管しております。また、 燃料備蓄 19.2 時間分については、燃料満タン時の平均的な1台の稼働時間のこととしておりますので御理解願います。

5番目の業務継続計画上の備蓄食料及び水の数と適正量についてですが、計画 策定時の備蓄量となっており、避難生活が見込まれる人数、全町民ではありませ ん、最大で 189 人と想定しておりますけれども、地区懇談会で説明したとおり、 県が出した被害予測による避難者 500 人で想定しますと 3 日分の備蓄となります。 従来から、また、能登半島地震の状況からも少ないという認識をしていますので、 防災倉庫の整理や新たな防災倉庫を設置するなど、保管場所を確保して可能な限 り補充を検討してまいります。また、水についても足りていませんので、食料と 合わせて補充を検討したいと考えますが、ペットボトルということで、食料容量 がかさばります。大幅な補充が難しいと考えられます。このため、可搬式の水ろ 過機を1台を導入しています。ガソリンエンジンを備えておりまして、その場合は1時間4,000 リットル、燃料が切れた場合でも手動で使えますので、主導の場合も1時間約1,000 リットルの飲料水を作り出すことができますので、こちらを活用したいと考えております。

6番目の、職員のための備蓄についてなのですけれども、現在、役場職員 100 人分、消防団員 100 人分、それぞれ 3 日分を備蓄しております。

7番目の、役場職員OBと防災に関わる連携をすることについてなのですけれども、幸いと申しますか、当町ではこれまで大きな災害がなく、災害の実務を経験された方がいません。また、御本人への負担、さらにはけが等の場合の公務災害補償等の関係もあるため、現時点では想定しておりません。役場職員OBの方には、自主防災会等での活動に期待するところであります。

8番目の、行政と自主防災会の連携及び役割分担については、議員御指摘のとおりと考えますが、現状は行政から呼びかけて防災訓練を一緒に行うというレベルにとどまっていますので、今後は防災訓練のみならず、折を見て行政から自主防災会等に呼びかけを行い、一緒に考え、行動する機会を設けるようにしていきたいと考えております。

9番目の、自家発電機の購入に対する助成についてなのですけれども、議員御指摘のとおり、自家発電機があればスマホ等の充電のほか電気毛布も使用できますので一時的であるにせよ有効と考えられます。発電機にはエンジン式とバッテリー式の2種類がありますけれども、バッテリー式ですと、二、三日の使用は難しいと思います。また、エンジン式の場合、騒音、排気ガスが出ること、保管場所や日頃のメンテナンス、さらに機械の取扱い方法を知っておくことも重要ですので、各家庭、特に高齢者等の世帯で実際に使用できるのかということが懸念されます。そこで、3番目でも説明した自主防災会に対する防災資機材整備補助事業の中で発電機を購入して、避難所等で利用することのほうが、現時点では良いと思われます。なお、電源の確保という点では、役場の公用車の更新に際して電気自動車、またはプラグインハイブリットの導入を進めていくことを検討しております。そのほか、寒さ対策には、反射式ストーブなど電気を使わないストーブが有効とされていますので、各家庭で検討していただければと考えます。

10番目の、個別避難計画の取組については、既に実施しております。広報誌でも令和4年10月号と令和5年8月で紹介しております。ホームページにも掲載しております。また、民生員の皆さん始め、町内の福祉施設関係者と協力しながら要支援者の方に情報が届くよう進めているところです。さらに、今年度、令和5年度の区長会でも区長さんにその内容と計画作成時に支援していただきたいことを説明していますが、思ったような進捗は見られず、現時点で2件の作成にとどまっております。本人のみならず家族の協力がなければ計画の策定は難しいことから、この計画の目的・必要性等を丁寧に説明するなどして、少しでも件数が増えるようにしていきたいと考えております。

11番目の、避難情報の伝え方については、現在でも同報無線の放送について臨機応変に対応しており、必要な情報とともにわかりやすさにも心掛けて放送しているつもりですが、今後も気を付けていきたいと思います。なお、現在導入しています防災アプリは無線放送の内容を文字で確認できる大変有効なツールだと思いますので、こちらの利用を普及していくことも重要と考えております。アプ

リの導入や使い方の説明については、遠慮せず職員にお尋ねいただくとともに集会などに職員が出かけて、説明する場を設けていくことも検討していきたいと思っております。

また、御指摘のとおり、親戚宅への避難のほか、場所によっては自宅にとどまったほうが安全という場合も考えられますので、今後の情報提供に際しては、状況に応じた避難方法等があることを含め、わかりやすい内容となるよう努めてまいります。

12番目の、避難所へのペット同行については、町防災計画では、「必要に応じてペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする」との記載がありますので、現在のところはこれに従い対応したいと考えております。

13番目の、被災地支援の経験から伝えたいことですけれども、今回派遣した町の職員は、家屋の被害認定調査業務に従事しておりますので、被災者の方と深く関わっていないことを、まず御承知願います。この調査業務に関しましては、想定して準備できること、具体的には、調査方針の決定であるとか、他の団体や職員の応援依頼を含め、職員体制、必要な資機材等のマニュアルの作成や職員に家屋被害認定士の資格を取得させておくことの重要性のほか、地元職員が業務の中心となることから、マネジメント能力を高めることも必要であるとの報告を受けております。またこれは情緒的なことなのですけれども、地元の方から感謝される場面も多かったとのことですので、こんなことはあっては欲しくないのですけれども、万が一の場合は、応援に来てもらった職員には温かい対応をしていただけたらと思います。

最後の、機能的で実効性のある災害対策本部の設置についてです。基本的には そのように設置することを目標としております。毎年の防災訓練においても少し ずつですが改善を加えて、柔軟な体制が構築できるように心がけていますが、現 実にどのようになるのか想像の範囲内でしか考えられませんので、現時点では、 努力しますということで御理解願います。

以上です。

- 3原田(純) 家庭用非常電源についてなのですけれども、今の非常用電源というのは、 扱いやすくて、軽くて、女性でも簡単に扱えるものができてきていますが、お答 えから察するに、要するに非常用電源の助成の考えはないというふうに考えてよ ろしいですか。
- 総務課長 今議員のおっしゃられたのは、例えばカセットコンロ方式だとか、充電方式ですね、そういうものはできると思うのですけど、極端な話、1日しか持ちません、多分、恐らくですけど。そうなったときにそれでいいのかということがありますので、本来であれば燃料式が1番妥当かなと思うのですけど、燃料式にも、要は電源を安定的に確保するインバーター方式という装置を備えた機械が必要になります。それらのことを考えると、金額も重なりますし、先ほどから言いましたように、本当に取り扱ってうまく使えるのか、充電方式の場合ですと、常に充電を確認しておかないと全く役に立ちません。カセットコンロ方式も、カセットがなければ全く動きませんので、そういうことを考えたときに、現状、今すぐ

補助制度をつくって補助することが妥当なのか、もし、皆さんの要望が多いようであれば検討することはやぶさかではありませんけども、現時点では考えておりません。

3原田(純) 分かりました。ただ蛇腹式の、本当にスーツケースになるような太陽光 発電を利用したものとか、いういろいろ出ております。またお考えください。

それともう一つ、まちづくり推進チームのことで、お答えを頂ければと思いますがいかがでしょうか。まちづくり推進チーム、各課横断的なその推進チームで、アウトドア推進室と、それから移住定住組織を結ぶような、地域と結ぶような、そういう役割は、果たすことができないですか。

教育長 まだそういった連携は、全く検討はしておりません。これからです。

3原田(純) それでは、まちづくり推進事業も、移住定住事業も、設楽町の重点施策として、注視していきたいと思います。この問題をちょっといろいろ考えていたときに、この町に住んでいらっしゃる皆様の声なき声をとらえていただきたいと。そして、自治振興、ここにも一層の心配りをお願いいたします。

それとあと、防災については、自分は大丈夫というふうに考える、人間に備わった行動特質があるのですけど、それを正常化の偏見というのですけど、だからこそ、毎日を平常心で暮らすことができているわけなのですけども、やっぱり、災害時に向けた日頃からの他市町村との連携とか、災害時のマスコミ対応とか、情報収集とか、広報の在り方とか、本当にストレスのかかる業務で、本当にありがたいし、申し訳ないと思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。これで、終わります。

議長これで、原田純子君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時45分まで休憩をとりたいと思います。お願いします。

休憩 午前10時31分 再開 午前10時45分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に8番、田中邦利君の質問を許します。

8田中 質問通告に基づきまして、一括方式で質問させていただきます。

まず、空き家対策について。

居住する目的がなくて、維持管理されない放置空き家が年々増加しております。 家屋が集まっている地域では、その影響が様々に出ております。植栽や雑草が伸 び放題になり、敷地からはみ出し、塀や建物は公道に倒れかかり、野生動物の住 みかになったりしている例が散見されます。管理不全の空き家を放置することは、 防災、防犯や公衆衛生、景観などの点で問題を起こし、近隣の住民生活に悪影響 を与えるものであります。

国は、空き家対策特別措置法の一部改正を行い、市町村の、1、空き家活用促進区域を定めることができる。2、特定空家になりそうな空き家を管理不全空き家として勧告できる。3、特定空家に緊急時の代執行ができる、などの軽減権限を追加し、一層の対策を促進しようとしております。

空き家対策は、これまで度々議会で取り上げられてきましたが、主に危険空き

家、特定空家についてでありました。新しい法改正によって、空き家対策は次の ステージに進むと認識するものであります。町の空き家対策のこれまでの取組と これからの方策についてお尋ねをいたします。

- 1、初めに、空き家対策の現状と最近の傾向はどうかについてお尋ねします。 町内の空き家数、そのうち放置空き家数——居住目的のない、法で規定されているその他住宅の空き家のことを言いますが、その空き家数、それから、その空き家数に占める放置空き家の割合について示していただきたいと思います。
- 2、町、空き家等対策計画では、1、空家等に関する意識の高揚。2、所有者への管理に関する情報の提供と支援措置。3、空き家等の改善策に対する関する支援。4、危険な空き家等の解消の推進などを進めるとしていました。空き家対策等計画に基づく取組とその到達点、目標の達成状況はどうでしょうか。法制定の重点事項であった特定空家の処分はどれだけ進んだのかお尋ねをします。
- 3、管理不全が認められる放置空き家の対策について。所有者等に対する適正 管理の主張や連絡は行われているか。遠隔地で来町もままならない空き家所有者 に、ふるさと納税の商品として、空き家管理サービスというものをメニューにし て、納税の応募増と管理不全空き家を少しでも回収する一石二鳥の提案をしたい と思いますが、これについてはどうでしょうか。
- 4、放置空き家は、そのまま放置状態が続けば、危険空き家、特定空家となってしまいます。しかし、撤去費用の捻出が困難であったり、撤去後の固定資産税の負担増を想定すれば、老朽家屋の除却や処分に消極的にならざるを得ません。 老朽家屋等解体撤去補助金の交付や、撤去、除却に係る固定資産税の一定期間の減免などの制度はできないでしょうか。
  - 5、ここで地域資源としての空き家の活用について質問をします。

日本は、既存住宅、中古住宅の流通が少ないと言われており、10%程度しか住宅として活用されていないようであります。外国と比べると、うんと割合が低いわけです。しかし考えてみると、空き家は利活用こそが重要で、管理されない放置空き家としないことが大切ではないかと考えます。

国土交通省は、全国の自治体の空き家活用の例を紹介し、空き家活用の積極的な取組を促しております。国交省紹介の取組を参考に、以下の施策について、町当局はどのように考えるかお聞きするものであります。

- (1) 当町でも、物件情報を検索できる空き家バンクのサイトを設けて、移住定住者の既存住宅確保による移住定住促進や、そこにとどまらず、その他利用を望む人にも空き家を紹介し、利活用に結びつけようとしてきました。空き家住宅活用のうえで空き家バンク制度の位置づけは高いと思いますが、その登録促進をどのように進めるか、お尋ねをします。
- 一方で、空き家バンクへの登録は、25件ほどにとどまり、減少傾向にもあります。登録促進のために、次のような工夫は考えられないでしょうか。

納税通知書を発送する――確定申告はもう終わり近づいておりますが、今日で終わりですね、納税通知書を発送する際に、空き家バンクのチラシを同封することで、全ての固定資産保有者への周知を図っている例があります。そうしたものを施行する考えはないでしょうか。

それから、空き家バンクの登録をしてもらうと草刈りサービスなどをやりますよ、というような特典を付与して登録を増やすことは考えませんか。

- (2) 若者定住促進住宅補助金の交付対象、こういう若者定住促進住宅補助金というのがありますが、その交付対象は新築した場合に限られておりますが、新築だけではなくて中古住宅にも広げる考えはないか。それから空き家等の住宅改築、リフォームなどにも補助したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。
- (3) 移住定住促進、子育て、高齢者支援などのいろいろ取り組んでいる団体がありますが、そういう取組に連携して、これら組織団体の活動の拠点施設などとして、これ津具なんかがありますが、空き家の活用はそのように、そういうようなことで考えられないかと。
- (4) 設楽町の交流人口はかなり増加をしております。この状況を空き家の活用に生かさない手はありません。住まいの確保に困っている人、その他に、適切な住宅を提供するための役場内に窓口設置を初めとする相談制度や空き家の提供体制の創設を考える気はないか、お尋ねをするものであります。

次に、次の大きな2番目の質問であります。「不登校児童生徒への支援と居場 所づくりを」ということであります。

文部科学省の公表したところによると、2020年度、小中学校を30日以上欠席した、いわゆる不登校児童生徒数は全国で29万9,048人、前年度は24万4,940人、約30万人にのぼり、10年連続で増加をしています。不登校とは、病気や経済的な事情ではない理由で年間30日以上欠席している子供のことを言うそうであります。

不登校の子供が再登校したり、社会に出るまでに長い時間がかかる場合もあり、 子供や家庭の苦悩は一通りのものではなくて、心に負担を持ったまま社会的ひき こもりとなるケースもあります。不登校問題は引き続き深刻な問題ではないでし ょうか。

設楽町議会は、今年1月、滋賀県東近江市を訪れ、子育て支援策を視察研修しました。その視察結果を踏まえて、不登校の小学生、中学生への支援と居場所づくりについて質問します。視察が実りあるものになるかどうかは、町執行部の回答次第なので答弁をよろしくお願いします。

1、不登校児童生徒は、一頃からすると、少なくとも私の周りではあまり見かけないようになりました。学校の先生方や教育委員会の努力の結果であると思います。しかし、不登校の背景には貧困や虐待、その他複雑な環境があり、全国的な増加は子供を取り巻く環境がますます悪化していることを示すものであります。したがって、今収まっているからといって今後不登校問題が収束に向かうとは考えにくいわけであります。全国的な傾向を勘案しても、不登校生が増加していく可能性を大きく、これを軽視できないと思います。当町での実際の不登校児童生徒数はどうなっているか。

この質問では、初めにまず設楽町における不登校児童生徒の現状をどのように 把握されているのかお尋ねをするものであります。

2、不登校の子供は、管理的な学校生活や人間関係の苦悩と、不登校になり学校に行けないことで、自己否定を深める二重の苦しみを抱えていると言われます。 2017年に制定された教育機会確保法は、不登校はどの児童生徒にも起こりうるもので、まず休養が必要なこと。学校以外の場での多様な学習活動や、学校復帰だけを目的としない支援が重要だと強調をしています。これは視察で学んだことでもありますが、こうした教育機会確保法などの趣旨について、教育委員会の認識 はどうか、また学校現場ではどう認識されているのか、お尋ねをします。

すなわち、学校復帰だけを目的としない支援というところを一番聞きたいところであります。

次に、視察した東近江市では、不登校生を対象にした児童生徒成長支援室を設置し、相談員や専門員を配置しておりました。該当する父母や担当教員の負担と心労を軽減するうえで重要な取組であると思いました。当町でもそうした施設と体制づくりを今から手がけていく必要があると思うのであります。

そこで伺いますが、不登校の子供が安心して過ごし、自信をつけて社会的自立 や学校生活への復帰ができるような居場所づくり、他の市町村では成長支援室だ とか、触れ合い学級だとか、教育相談センターとかというような名前をつけて設 置をしておりますが、それを、そうしたものを進める考えはないかと。

以上をお尋ねしまして、第1回目の質問といたします。

建設課長 議員の御質問の1つ目、空き家対策について、建設課所管分についてお答えをします。

1つ目。空き家等の現状と最近の動向についてですが、平成28年度に現地調査、所有者アンケート調査を経て空き家台帳を作成し、その時点での空き家数は328件となっております。その後更新がされておりませんでしたので、現在の正確な数字は分かりませんが、現在、企画ダム対策課を通し豊田工業高等専門学校建築学科様より、中山間地域が抱える空き家問題研究として、町内の空き家調査が実施されており、調査結果によって現在の空き家数を確認いたします。また、最近の動向につきましては、設楽町の現状から、若干増加傾向にあると考えます。

議員の言われる、放置空き家とは、国で管理不全空き家と定義している、放置すれば特定空家になる恐れのある空き家のことと思いますが、現在町では空き家と管理不全空き家の区分けはしておりませんので、その割合については不明です。今後台帳の更新に合わせ、管理不全空き家も調査していきたいと考えております。

2つ目、空き家等対策計画に基づく取組と、その到達点、目標の達成状況及び 特定空家の処分状況についてですが、空き家等対策計画においては、空き家にし ないための予防対策、発生した空き家を特定空家にしないための維持管理、利活 用。特定空き家となった場合、的確な対策を基本的な考えとしております。そう した考えのもと、町では空き家にしないため、また再び住んでいただくために空 き家バンクを設立し、利活用をできるよう活動をしております。また、特定空家 となってしまった空き家については、持ち主の御意向を尊重し、解体をお願いし ている状況です。

特定空家の解体実績は、令和元年度が3件、2年度が2件、4年度が3件、5年度が2件の合計10件となっております。

計画の到達点、達成状況についてですが、空き家の発生を完全に回避することは困難であるため、住民の方が安全かつ安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、空き家等の活用を促進することにより地域の活性化を図ることを目的としており、具体的な数字を挙げているものではないことを御理解いただきたいと思います。

3つ目の、放置空き家の対策について、所有者に対する適正管理の指導や連絡についてですが、先ほどの御質問の中でもお答えをいたしましたが、空き家と管理不足空き家の区分けができていませんので、管理不足空き家としての指導は行

っておりませんが、倒壊等の恐れがあり危険な状態などであるときは、持ち主に 連絡をして解体等の対策をお願いしております。

4番目、老朽家屋等解体撤去補助金の交付についてですが、解体撤去補助については、建物の管理は原則として所有者のものにありますので、解体補助を現在の特定空家解体費補助から拡大する予定はございません。

建設課は以上です。

財政課長 私のほうからは、質問の3、4、5のうち、財政課所管分についてお答え をさせていただきます。

初めに、3、ふるさと納税の商品として空き家管理サービスをメニューにしたらどうか、についてお答えします。

空き家管理サービスは、既に他の自治体で事例がありますので、ふるさと納税の対象となると思います。サービス内容を確認しますと、室内の見回りは行わず、目視による建物の外観の確認、そのほか敷地内の草木の状況を確認、簡易清掃、草刈りなどで、回数も年2回から6回ほどで、実施事業者ができる範囲で行っているようです。事業者は、建設会社、不動産業者、シルバー人材センターなどで、設楽町内にもある事業者が実施しております。これらを考慮しますと、事業の実施には、人材の確保、需要があるのかどうか検討する必要がありますが、手を挙げる事業者がいればメニュー化は可能だと考えております。

次に、4のうち、撤去・除去に係る固定資産税の一定の期間の減免などの制度 はできないか、についてお答えします。

議員の質問は、家屋の撤去・除却後、家屋が建っていた土地の住宅用地の特例が適用されなくなり、土地の固定資産税額が上昇することが空き家放置の原因となることが考えられるため、一定期間減免ができないかということだと思います。

この住宅用地の特例は、土地の上に家があると住まいの拠点としてみなされ定額が抑えられるもので、住宅一戸につき、200 平米までの部分は6分の1、200 平米を超える部分は3分の1に土地の課税標準額を減免するものであります。したがって、家を取壊し、住まいの拠点がなくなると軽減する理由もなくなり、固定資産税が3倍から6倍ほど高くなることになります。

こうしたことから、他自治体では解体後の数年間、固定資産税の減免を行っていますが、現時点では、財政課としては固定資産税の減となりますので、減免する考えは持っておりませんが、今後、議員のおっしゃるとおり、老朽空き家のさらなる増加が懸念される中で、町民の安全・安心の確保、生活環境の保全を図る必要が高まっているものと考えておりますので、建設課からの説明があったとおり、ほかの空き家施策とあわせ、関係課と協議しまして、適切に検討、対応していきたいと思っております。

次に、5のうち、納税通知書を発送する際に空き家バンクのチラシを同封する 考えはないか、についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、他の自治体では、空き家の適正な管理のお願いや、空き家バンク制度の周知を図ることを目的として、固定資産税通知を発送する際にチラシを同封しているところもあります。施行するかどうかは担当課の意向となりますけれども、財政課としては固定資産税納税通知書の作成を今現在ヒミカに委託しておりますので、その際にチラシの同封をお願いすれば、費用はかかるかもしれませんが、対応も可能と思っております。

財政課からは以上です。

企画ダム対策課長 それでは企画ダム対策課から、5番目の(1)空き家バンクの登 録促進をどのように進めるか、という御質問です。

現在、空き家バンクへの登録促進につきましては、町民向けには広報したらを 活用して呼びかけを行っております。また、空き家バンクのホームページからも 物件登録が可能となっておりますが、思うように登録が伸びていないのが現状で ございます。

空き家バンクへの登録が伸びない理由としましては、権利関係の問題ですとか、 残置物、中にたんすがあるとかそういった残置物の処分問題、あるいは年に二、 三回墓参りなどで訪れたときの滞在場所として必要というケース、あと、他人に 貸したり売ったりすることで隣近所の人に迷惑をかけたくないという理由がほ とんどでございます。

田中議員から御提案いただきました、先ほど財政課長も答弁しましたが、納税 通知書を発送する際にチラシの同封は大変意義のある取組だと思いますので、関 係課と連携しながら検討したいと考えております。

また、特典をつけてはとの御提案ですが、先ほど登録が伸びない課題を挙げま したが、残置物につきましては、空き家バンク登録物件に入居する人が残置物を 処分する場合に、補助率2分の1で上限 10 万円の補助金の活用ができます。こ れは持ち主にも入居者にも特典と言えるかと思います。しかし、特典があるから といって登録が伸びるとはちょっと非常に考えにくい、そういうふうに思ってお ります。

しかしながら、空き家バンクの登録物件が少ないのが課題と認識しております ので、現在、空き家バンク業務を委託しております一般社団法人コライフなど関 係者と協議して空き家バンクへの登録を増やすための検討を進めているところ でございます。

続いて、住宅補助金を、新築だけでなく中古を住宅にも広げる考えはないかと の御質問です。

中古住宅は、当たり前ですが新築よりは安価に購入でき、費用負担も少なくて 済みますので、中古住宅を取得するための補助金制度を創設する考えは今のとこ ろを持っておりません。しかし、既存の補助制度、例えば住宅リフォーム補助金 ですとか、無利子で貸付けできる後継者育成資金の活用ができますので、中古物 件を購入する方には補助制度ですとか貸付制度を活用いただき、少しでも費用負 担の軽減が図れるよう、提案させていただいております。

続いて (3) の、子育て高齢者支援などの取組に連携して、空き家を拠点施設 として活用できないかとの御質問ですが、先ほど田中議員のおっしゃった、津具 にもそういった活用事例もありますし、三橋地区の空き家を活用して障害者に対 する外出支援ですとか、障害者福祉サービスなどを行っておりますので、空き家 を拠点施設として活用することは可能であります。そういった活用で御相談いた だければ、空き家バンクに登録されている物件なら紹介はすることはできます。 続いて4番の、住宅を提供するための窓口や相談制度の提供を新たに創設する

考えはないかとの御質問です。

移住希望者の場合、ほとんどが空き家バンクのホームページを使って情報を得 ている実態を把握しております。その場合、受託事業者である一般社団法人コラ

イフが相談を受け、相談者の意思を確認し、設楽町の暮らしに必要な情報やアドバイスまで行っております。そして必要に応じて役場と連携しながら対応している、そういった取組をしております。また役場に直接訪れた方につきましては企画ダム対策課へ案内がされますので、移住希望者等のニーズに合わせて、空き家バンクですとか町営住宅、場合によっては民間の賃貸物件を管理する事業所を紹介するなどしておりますので、改めて窓口を創設する考えは今のところ持っておりません。

企画ダム対策課からは以上でございます。

教育課長 では教育委員会から、大きな2つ目、不登校児童生徒への支援と居場所づくりを、ということについてお答えさせていただきます。

1つ目の、現状把握についてです。

本町でも現在学校へなかなか行くことのできない児童生徒はみえますけれども、その様態は様々であります。登校できない状態の子もいれば、時々行きづらくなったり、また登校するけれども、日によって保健室で過ごしたり、また、遅い時間になるけれど登校はできるよといったような例もあります。そうした事例や、折々の状況については、月例の校長会等で報告を常に受けて常時把握しているところでありますけれども、それぞれの実情に応じて、先生方が、来られる範囲で来てもらうとか、給食とか、行事だけでも来てもらうとか、好きなところだけ関わってもらうとか、または、うちにいてもタブレット学習をやってもらうとか、様々な形で保護者とも連携をとりつつ、ケース・バイ・ケースで真摯に対応していただいているところであります。

2つ目の、教育機会確保法の趣旨等に係る認識についてです。

教育機会確保法の基本理念としては、全ての子供たちが安心して学校生活を送るような環境づくりが重要としつつ、不登校が問題行動ではないこと。学校に登校するという結果のみを目標としないこと。クラス以外の、安心して学べるような場も整備すること。ケース・バイ・ケースで適切に支援することなどが定義されておりまして、これらを関係機関として取組の根底としております。

また文科省のほうからは、誰1人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策としまして、COCOLOプラン(ココロプラン)というものが示されております。これは具体的な環境整備とか体制づくりの例を参考にして取り組んでいくもののベースとして、教育委員会と学校現場でこのプランを共有させていただいております。

児童生徒の心のケアは本当に大事で、また難しい部分がありますので、こうした指針とか考え方が具体的に示されているということが大きなバックボーンにはなっております。これらの指針等を取組の基本として留意しまして、また、スクールカウンセラーにも適宜相談するなどしまして、今後も双方連携して対応していきたいと思います。

3つ目の、東近江市のような支援室の設置についてであります。

申し上げたCOCOLOプランにあるような、学びたいと思ったときに学べる 環境を学校外に設置している先例として、参考にすべき事例だというふうに思い ます。学校に行きたくても行けない児童生徒さんの心を解きほぐすとともに、生 活意欲を高めて、社会的な自立とか学校生活への復帰を支援すること。また、保 護者の方々からの相談窓口にもなっていること。東近江市のような専門の支援室 のない本町では、こうした取組は学校がどうしても行うことになってしまっており、そういう点では働き方改革にはつながってないかもしれませんけれども、当該のこうした児童生徒の状況を保護者以外で最も把握している身近にいる存在であるということから、当面はこうした体制で進めざるを得ないというところであります。

しかしながらですけれども、愛知県が現在モデル事業として実施しております校内フリースクール、例えば岡崎市の中学校のF組というような設定、Fはフリーとかフライ、飛ぶ、飛び立つというようなFだそうですが、F組というクラスとか、幸田町のほうでもそういう教室、ルームを設けているということで、そうしたところの成果とか課題、また、6年度には新城市のほうで新城中学校のほうでは校内教育支援センターが設置されるということで、そういうところの動向も今後参考にしていきながら、そして何よりですけれども、町内の該当する児童生徒さんたち、また、そうした該当をするかどうか、そうした兆候も見られるような子供さんたちの動向にも注意しながら、そして適宜関係者で情報共有しながら今後の在り方を考えていかなければと思っております。

以上です。

8田中 もう時間がなくなりましたので、再質問はやりませんが、一言言います。

設楽町の空き家対策計画、平成の30年、25年ですかね、できました。それからもう5年、6年たっておりますが、先ほどの答弁はほとんど、その対策計画に基づいた取組が前進してないということが明らかになりました。それで、国のほうが空き家対策措置法の一部改正を行って、新しい提起もされているのですが、まだまだこれからということで、これは空き家対策について、もう少し構えを持って、前進させるように取り組んでほしいと思います。ちっとも進んでない。申し上げておきます。

それからもう一つ、児童の支援室設置は当分は考えないということであります。 それでも町議会が行った視察は無駄ではなくて、それは今後に多分生きていくと いうふうに思いますので、引き続きその点について検討していただきたいという ふうに申し添えて、私の質問は終わります。

以上です。

議長 これで、8番田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。時間が、次の 50 分がちょっと過ぎるかもしれないですけれど も、もう一方質問を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、続きまして、次に、6番、金田敏行君の質問を許します。

6金田(敏) 議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

私の質問は、一問一答方式で行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今回の質問は、「第2次設楽町総合計画中間見直しについて」であります。 設楽町では、平成29年(2017年)から令和8年(2026年)までを計画期間と する第2次設楽町総合計画を策定し、10年後の将来像の達成および未来図に一歩 でも近づくための行政運営の指針として、設楽町が定める各分野の行政計画の最 上位に位置付けられるものとして本計画に準拠して立案・実行しているところで あります。

本計画書の中で、「早よやらまいかプロジェクト」及び「分野別個別指針」については、社会情勢に柔軟に対応するため計画期間を5年間とし、一昨年令和4年度に見直しをして、昨年3月に総合計画の見直しの計画書を発表しました。総合計画の期間が残り3年程となったこの時期ですが、今回の一般質問では、この中間見直し計画書の中から「分野別行動指針」の見直しの中間評価についていくつかの質問をさせていただきます。

最初に、「早よやらまいかプロジェクト」について質問させていただきます。分野別行動指針の中間評価の中で、「早よやらまいかプロジェクト」の評価は、3段階に分かれております。⑥が、プロジェクトを実行し、継続して管理している、⑥が、プロジェクトを推進し、実現に向けて取り組んでいる、⑥は、プロジェクトに着手したものの、見直しが必要である、と区別されていますが、今回の評価では一部で⑥評価があったものの、おおむね順調に推移していると思われます。この実施状況は、大きく「人」、「自然」、「まち」の3分野に分かれていて、全部で18項目あり、令和3年度までに9項目でプロジェクトを実行継続管理し、8項目でプロジェクトを推進し実現に向けて取り組んでいるところであります。

その評価では、一部で△評価があったものの、おおむね順調に推移していると思われますが、町当局のお考えをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わりまして、質問席を変えて再質問させていただき たいと思います。

## [金田敏行議員質問席に移動]

- 議長 それでは、1問1答方式ということで、まず初めの質問は、今の質問に答えて いただくということでよろしいですね。よろしいですか。
- 町長 答弁者町長となっておりますが、担当課長のほうから説明したのちに、私のほうからお話しさせていただきます。
- 企画ダム対策課長 それでは、地域計画策定がゼロ件についての件についてお答えします。

総合計画の中で、小規模多機能自治組織を目指し、地域計画の策定を目指して取り組んできましたが、結果として計画の策定には至りませんでした。小規模多機能自治組織や地域計画は、地域が自主的に地域の問題を解決するために計画をつくるもので、実績はゼロ件ですが、地域の課題解決するための組織として、津具地区ではありますが、津具どっとこいが立ち上がり、活動を継続しています。どっとこいは移住定住に特化した組織ですので、地域の全ての課題を解決できる組織ではありません。しかし、昨年7月には、津具地区の環境美化のための草刈りをどっとこいが計画し、全ての区が草刈りに参加し、環境美化を行いました。少しずつではありますが、課題の範囲を広め、活動を拡大していますので、今後も、町としましてもそういった活動に対して必要な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

6 金田(敏) それでは、担当課長さんの答弁をいただいたものですから、時間もないですから、次進めていきます。

次に、「早よやらまいかプロジェクト」の評価は、先ほども申し上げましたと

おり、一部で△評価があったものの、おおむね順調に推移していると思われますが、各分野の数値目標の評価では、Aは目標通り 100%、Bはおおむね目標通り 80~100%、C評価は目標を下回るものの 50~80%、D評価は目標を下回る 50% 未満、それともう1個は、評価不能と5段階に分かれていますが、今回の評価では、多くのD評価が見受けられます。このことについて、順次7項目について質問させていただきます。

最初に、参画協働の町内4地区での地域計画策定が、目標の4件が実績ゼロついて、お聞きします。

今回の一般質問通告後に、第二次設楽町男女共同参画基本計画の令和6年改訂版をいただきました。これがその改訂版であります。まだ時間が無くて全てを読んでいませんし、把握をしておりませんが、この中で土屋町長は「男女共同参画は地域の未来を左右するため、着実に浸透させる必要がある重要課題です」と言われております。ならば、総合計画見直し段階での地域計画策定が目標の4件がゼロ件であったことに対しての町当局のお考えをお聞きします。

- 町長 役場でも男女共同参画ということで取組を進めておるところでありますけども、なかなか機能してないというのが実態であります。今、役場の中に男女共同参画推進委員というのを設けまして、各課で出てくるのですが、私メンバー見たときに、男性の課長さん一課長さんというくくりをつけてやっておりましたので、ほとんど男性だったんですね。なので、これではだめなので、課長さんというくくりをとって、女性の職員を入れなさいということで今見直しをしております。そういったところから少しずつ、地域のほうにも広めていきたいなと思っているところであります。
- 6金田(敏) 確かに今のメンバーを見ますと、かなり女性の方が増えております。男女共同参画のためにも、確実に一歩ずつ進んでいるのかなというふうに見受けられます。またこれも、今できたばっかりですので、これからの進行を随時見極めたいと思います。

次に、先ほどもちょっとありました。空き家バンクを利用して移住した子育て世代が、世帯数が目標の50戸から7戸になっている現状についての町当局のお考えをお聞きします。

企画ダム対策課長 先ほどの答弁と重なる部分もありますが、簡潔に申し上げたいと 思います。

空家バンク、これ、今現在、元地域おこし協力隊が起業してコライフという一般社団法人を立ち上げ、そこへ空家バンクの運営を委託しております。現在、空き家バンクのサイトへのアクセス数が月平均で約500件ほどあると聞いております。しかしながら、ニーズに対しまして供給できる空き家の件数が少ないことが原因で目標達成に至っていないという理由の一つがあります。そこには家主さんと希望している人との思いの中でミスマッチがある。借りたい人は、もっと広い部屋がいいとか、もっと間取りが明るいほうがいいとか、いろんなニーズがあるわけですが、なかなか空家バンクに登録されている物件とのマッチングができないと。そこを少しでもマッチングできるようにすることが課題でもありますし、空き家予備軍の発掘にも今後努力が必要だと考えております。

以上です。

6 金田(敏) この問題、先ほどからもいろいろ、同僚議員の質問に答弁いただきまし

た。聞いておりまして、大変難しい問題だなということは分かっております。ましてや、この人口減少が急速に進む中で、将来の、2026年に町内3,000人の人口確保を目標に考えられた施策だったと思います。令和2年、2020年には4,437人、そして平成2年より4,000人もの大幅減少をしているところが、第一、本当に大変な深刻な状況が続いております。これからも町当局のさらなる努力をいただきまして、何とか目標の30人を達成するための努力をいただきたいと思います。

時間の都合上、先に進めたいと思います。

次に、公共施設の床面積削減について、お伺いします。

公共施設の床面積削減が、現状の8万3,537平方メートルの10%削減が目標でした。実際には5.6%の466平方メートルに留まっております。このことについて、お伺いします。

私は常日頃から、設楽町内に多くある公共施設の中で利用頻度の少ない施設については、地域への移譲、あるいは解体を含めて検討し、町の年間維持管理経費の削減を進めるべきと言ってまいりました。今回の中間評価ではまだまだ削減が充分に進んでないと思われますが、町当局のお考えをお聞きします。

財政課長 わたくしのほうから、公共施設の床面積削減が目標の 10%ということで、 お答えさせていただきます。

町では、平成29年3月に「設楽町公共施設等総合管理計画」を策定しまして、 令和8年度末までに公共施設の延床面積の10%を削減する目標を掲げておりま す。

議員おっしゃるとおり、令和3年度末時点では、5.6%の削減でしたが、令和5年度末現在、見込みでありますけれども6.7%を見込んでおります。これまでの削減実績は、清崎斎苑、津具斎苑、田峯小学校清嶺荘、清流公園管理棟などの取壊し、田峯展望台の地区移譲をしております。

令和6年度を含む3年間で3%、面積は2,764平方メートルの削減が必要となりますが、財源確保や地区移譲のための地元調整、合意形成に時間を要することや、取り壊した後の跡地利用などの課題があり、数値達成は難しい状況ではありますけれども、引き続き全庁的に取り組んでまいります。

財政課としましては、現在、公共施設等総合管理基金残高1億2,000万円ありますけれども、この額では、不足だと思っておりますので、今後計画的に積み立てることも必要と考えております。

説明は、以上です。

町長 議員おっしゃるとおり、後の維持管理費の削減が大きな目標であります。10%というのは、多分、令和8年が期限だと思いますが、それまでできるかどうかは少し定かではありませんが、そんなに遠くならないうちにできると思っております。ですが、一番問題なのは最後に言いましたけれども、解体のほうであります。かなり高額なお金がかかってまいります。今の予算組みの段階では、なかなかこの費用を捻出することが難しい状況にあります。ですので、少し意思を持って、この解体をしていくというところに費用が充てられるような予算組みをしていく必要があると思っておりますので、これから一層また議員の皆さんの御協力を得る中で御理解をいただいて、積立てをぜひしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

- 6金田(敏) 今、町長言われたとおりです。私もその業界におりました人間です。今の解体がどのぐらいの費用がかかると想像つきますが、かなりの高額の予算が要ると思います。ですから、先ほどもちょっと私、話しましたけども、地区への移譲という、どうしても地区のほうで、これが欲しいんだよという意見があるのだったならば、地区への移譲ということも考えていかなければならないと思うのですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。
- 町長 もちろん地区へ移譲ということも視野の中に入って考えておりますので、地区 のほうでどうしても後の維持管理をしていただけるということであるのであれば、地区のほうに移譲してまいりたいと思っております。
- 6金田(敏) そういうことでよろしくお願いします。

次に、居住環境分野の中で、耐震性防火水槽の設置数が、目標の5基が令和3年度現在ではゼロ基だということについてお聞きします。

先ほど同僚議員の原田議員からも話がありました。本年1月1日、元日に発生しました北陸能登半島大震災では、大変多くの方々が被災され、尊い命を失いました。その方々に対して本当に哀悼の意を表します。とともに被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

私共、設楽町議会といたしても、少額ではありますが被災地に中日新聞社経由 し日本赤十字社を通じお見舞いを届けさせていただいたところでございます。ま だまだ大変な時期ですが、一日も早い復興復旧をお祈り申し上げたいと思います。

さて、この震災で輪島市では大変大きな火災が発生し、多くの住居や店舗等、 社屋が焼失されました。地震による水道管の破損がひどく、消火活動に支障を来 したことはより多くの延焼となったことに間違いありません。そこで、明日は我 が身であります。町内に多くある防火水槽が同様に心配になるわけですが、地震 により水道管の破損が出たときは、まずもって防火水槽が頼りになるわけであり ます。町内の地区によっては、河川を利用する自然水利もありますが、耐震性防 火水槽の設置が進んでいないのは大変心配な状況だと思いますが、町のお考えを お聞きいたします。

総務課長 ただいまの質問の、設置数が目標の5基がゼロとなっている点についてです。

まず、言い訳と謝罪になってしまいますけれども、昨年度の進捗状況の調査時点で、職員の人事的な理由から消防担当が給与事務を兼務しておりました。本当は、本来ならこんなことはあってはならないのですけど、確認が不十分であったということで、正しい数値の報告ができていませんでした。よってゼロ件ということになっております。まずこの点をおわび申し上げます。

実際には、平成29年度の前期計画策定時点で、1基設置済みです。その後、平成29年に1基設置しておりますので、調査時点では2基設置と報告すべきでした。なお令和4年度には、設楽ダム付替道路の関係で古い防火水槽1基を移設する際、耐震性防火水槽として新設しておりますので、現在は3基が設置済みとなっております。

- 6金田(敏) ということは、この基本計画の見直しの数字というのは、はっきり言いますと、間違っていたと、そういう考えでよろしいでしょうか。
- 総務課長 はい、そのとおりでございます。最上位計画ということで、本来ならばしっかり確認して報告すべきところでした。誠に申し訳ございませんでした。

6金田(敏) そうですね。先ほど申し上げました、町の最上位計画であります。もう 少し見直しもしっかりしていただきたいと思います。

次に行きます。

先ほども申し上げましたとおり、いつ来るかわからない地震に対応できるよう、 住宅の耐震改修工事も目標の50戸に対して2戸と、なかなか大変進んでいない 点があります。この点についてお伺いします。

町内には高齢者世帯が多く、改修費用が大変高額になってしまうこともあります。この問題の大変難しい原因だとは思いますが、補助金の増額とか新設とか、何らかの対策が必要ではないかと思いますが、町当局のお考えをお聞きします。

総務課長 議員おっしゃられるとおり、5年間で50戸の目標に対して2戸。平成29年と令和元年に各1戸ということになっております、現在。で、ちなみに令和4年度に1戸実施しておりますので、現在では一応3戸となっております。改修工事につきましては、議員おっしゃられるとおり、家屋の構造や材質にもよりますけども、改修工事の費用が平均で500万から600万程度になること、それから、おっしゃられたとおり高齢化等により、将来を考えた場合、そこまでの費用をかけての改修にはなかなか踏み切れないということが、件数が伸びていない大きな要因と考えております。

その他、町の補助金申請の手続負担軽減のために、令和3年10月からは補助金を施工業者が代理受領できる制度を導入しましたが、思うように効果につながっておりません。当初の目標設定が高かった、甘かったという点は否めませんので反省しております。無料の耐震診断や耐震改修の補助制度の周知については、毎年度、広報紙や回覧チラシにつきより行っております。本年度も10月までの申請がゼロだったため、11月に改めて回覧チラシで周知しましたが、現在まで相談申請がない状況となっております。

なお、補助制度につきましては、耐震診断を受けたということが前提になるという点がありまして、現状ですと、国県補助を受けて1件当たり100万円という補助金額の上限となっております。これを増やすか増やさないかという点については、今のところ考えておりませんけれども、本当にたくさんの方が要望されるというようなことがあって、もし可能であれば増額もやぶさかではありませんけれども、現時点では今のまま100万円ということで考えております。

- 6金田(敏) 今の答弁の中で、私も想定していた答弁があったと思っているのですけども、今ちょっと話ありました。耐震改修の以前に耐震診断があるわけですけれども、これははっきり言って、その居住している家族の大きさにもよりますから一概には言えませんが、この診断書のほうの費用はどのくらいは平均であるのか、もし町のほうで分かっていれば教えていただきたいのと、これに対する補助金、今100万云々と言われましたけども、これも一体どのぐらいを想定をしているのか、戸数をですね、それをちょっとお聞きします。
- 総務課長 町で実施している耐震診断なのですけども、実は無料でございます。本人さんの負担はございません。町から県の建築士会に1戸当たり約4万、5万円弱ですね、5万円弱の委託料を払って実施させていただいております。目標というのは特にないのですけども、これ平成27年から開始しておりまして、一時は右肩上がりで行ったのですけども、ここ数年は右肩下がりということで、今年はゼロ件でございますので、ひたすら無料——ひたすらという言い方は正しくないで

すけれども、無料ですので、ぜひ受けてくださいということは言っておるんです けども、なかなか実績が伸びてないというところであります。

6金田(敏) 実は、私は無料ということは知っていたのですけれども、無料でやっていただける、こんな素晴らしい町はないと私は思っているのですけれども、本当にそれでもその診断を受けないということは、やはり皆さん、そのあとの数字がやっぱり、診断結果、そして対処するために、改修費用がこれだけ多分かなり高額になることが先もって分かっているために、はなからこの診断を受けないんじゃないかなと。そういう高齢の方は大変多いなっていうことを私は耳にしております。もう少し何とかならないかねという話をよく聞かれるのですけれども、やはりこれは簡単に「はい分かりました」というわけにはいかないと思いますけれども、何とかいい方向に進んでいけるように、町当局のこれからの御配慮をよろしくお願いしたいと思います。

次に、安心福祉の分野の中で、障害者雇用可能事業所が 15 か所の目標が、評価不能とされています。なぜ評価不能なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

町民課長 ではその件について、町民課のほうからお答えをします。障害者雇用については、障害者就業生活支援センターの支援を受けて、一般就労への移行や就労継続を行っておりますが、実際には町外事業所へ就労をしています。

その理由としては、障害者の採用から就労までの事業者側の受入れが整っており、安心して働くことができる環境があると考えられます。障害者が町内で安心をして就労を継続するためには、障害者雇用に対する理解を得て、事業者数を増やすだけではなく、就労後も継続して支援をしていける体制を整える必要があると考えます。

計画では障害者雇用可能事業所数が町内で15とありますが、廃業をした事業所もあり、実績としては町内で就労に結びついた事業所はなく、本来ならばゼロと掲載するべきだったとも考えます。中間見直しの時点では、雇用可能な事業所数よりも、いかに障害者を就労に結びつけ、かつ継続して就労する支援をできるかが重要だと考えて実績の事業所数は掲載しませんでした。今後も町内で就労に結びつくように事業主の皆さんには呼びかけを継続していきますが、町内での難しい局面もあるため、次期――次の計画では就労の状況がより分かりやすくするように、事業所の数ではなく就労に結びつき、継続して就労している障害者の数値を掲載する方向で検討をしております。

以上です。

6金田(敏) 今の町民課長の答弁でいいと思うのですけども、個人情報等々あります。 注意した発表方法というのですか、それで評価をしていただければと思います。 次に、最後に、時間が無くなりましたので最後の質問とします。これは教育委 員会になると思うのですけども、清崎地内にあります、新しく新設、移設されま した資料館についての質問をさせていただきます。

清崎地内に移設、新設され、新しくきれいになり、広くなった資料館での、資料館主催の企画展や講座の開設が目標の10件であったのに未だにゼロ件とは、この件についてのお考えをお聞きします。

教育課長 お答えさせていただきます。奥三河郷土館につきましては、3年度の5月 にオープン以降、旧館の時代のような企画展の開催がなかなかできていないとい うのは事実であります。それには、いくつかちょっと理由を述べさせていただきますが、ここ数年、新しい館の建設に係る調整だったりとか、オープン作業を優先せざるを得ず、旧館保有の収蔵品の分類作業が後回しに、正直なっておりました。その作業に、後の時期になっても人員が割かれてきているということがあります。

それから、館長、学芸員がリニューアルをされましたけれども、施設の管理運営や、観光協会との連携業務、それから、学芸員が教育委員会業務を職員として兼務しておりますけれども、文化財関連業務と思っておりますけれども、そこを優先して進める中で、企画展の立案や具体化作業に注力する時間が確保できなかったということ。それから教育委員会事務局の体制にも、正直ゆとりがなくて、こちらからの応援体制を構築できなかったというような理由が挙げられます。いずれも消極的な理由であります。言い訳と言われても仕方ないところであります。あえて申し上げるのも心苦しいところではありますけれども、そうした状況を踏まえて、過大な目標が目標として上げられない、それから実績として、出てないというところであります。

ただ、主催という定義があるのですけども、主催ではないですけれども、観光協会関連との取組、連携した取組だとか、県の埋蔵文化財センターとの共催だとかということはさせていただいております。山城展とか巨木展とか、秋には埋蔵文化財展というようなこととか、山岡三方州の企画展やらさせていただいたり、バスツアーで誘客したり、田口線のバスツアーもあります。大河ドラマを関連とした岡崎のドラマ館との割引とか、企画の連携、小さな子たちに田口線の運転士をやってもらう撮影会だったりとか。あと、「武将のふるさと愛知」というような取組とかですね、規模は大きくない、正直、大きな企画展とは言えませんけれども、そうした小規模でも少しずつ人を呼び込んではいるというところでありまして、中間評価のタイトルにあります、「主催の」という定義としては、どうしても低い目標の設定、状況の報告になってしまうのですけれども、少しずつでありますが集客に向けた取組をやっているというところを、できる範囲でやっているところ、御理解いただければというところであります。

そういうことを蓄積しながら、ノウハウを蓄積して、少しでも魅力的な取組と 結びつけていかなければいけないなというところは常々心に刻んでおりますの で、そういった中で取り組んでいければと思います。 以上です。

- 町長 はい、言い訳をしておりますけれども、言い訳をしとる場合ではありません。 きちんとこれは総合計画の中に載っている部分でありますので。町の方針として やっていくものだと思っておりますので。私も就任以来やるようにという指示を しているところですが、なかなかやりませんので、今年また、これは必ず町の方 針でやることですので、きちんとやるようにという指示をしております。もうこ れでやらないときにはまた少し方法を考えたいと思っております。
- 6金田(敏) 最後に町長の力強いお言葉をいただきましたので、時間も無くなりました。わたしの一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。 議長 これで、金田敏行君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議はございませんか。 (「異議なし」の声あり) 議長 異議なしと認めます。13 時ちょうどまで休憩としたいと思います。13 時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前11時56分 再開 午後12時59分

- 議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に5番七原剛君の質問を許します。
- 5七原 5番、七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問を させていただきます。私からの質問は2件、6点です。答弁は一括方式でお願い いたします。

1件目は、「設楽町の「ふるさと納税制度」について」です。

2008年に平成20年度税制改正によりふるさと納税制度がはじまり、間もなく16年になります。この間、ワンストップ特例制度の導入により利用者がより手軽に制度を利用できるようになりました。反面、自治体による返礼品競争の過熱のため、2019年には、総務省は、返礼品は地場産の品物に限り、価格は寄付金額の3割程度にする等の返礼品の規制強化を行っています。

現在では、「ふるさと納税の返礼品=地域の特産品」というイメージが一般に定着しており、制度としての落着きを見せています。総務省の資料によれば、令和4年度における全国の受入件数は、前年比116%増の約5,184万件、受入額は前年比は同じく116%増の約9,654億円となっており、制度発足時の約54,000件、約81億円から比べますと、市場規模は金額ベースで16年で119倍に膨れ上がっております。わが設楽町におきましても、「ふるさとチョイス」、「さとふる」のほか、来年度からは「楽天市場」へと取扱窓口を拡げるとのことであり、今後、より一層の収入の増加が期待されるところです。

そこで3点質問をさせていただきます。

1点目。設楽町におけるこの制度の目的と、現在までの実質納税額と、いただいたお金をどのように利用したかの実績を示してください。

- 2点目、現状における課題、改善すべき事項等があれば示してください。
- 3点目、今後の展望、目標はどのようなものか示してください。
- 2件目は、「設楽町の「企業版ふるさと納税制度」について」です。

2016年に国により創設された、いわゆる企業版ふるさと納税とは、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄付について法人関係税を税額控除するものであり、2023年11月の時点で地域再生の認定を受けた地方公共団体は46道府県、1,587市町村にのぼり、地方再生事業の財源として利用されております。

設楽町においては「設楽町企業版ふるさと納税実施要綱」を 2022 年4月から施行し、現在に至っており、寄付をいただいた企業についてはホームページ上で確認することができます。要綱施行から3年が経過しつつあり、3点の質問をさせていただきます。

- 1点目。設楽町におけるこの制度の目的と、現在までの実質納税額と、いただいた寄付をどのように利用したかの実績を示してくだい。
- 2点目。国から認定を受けた地域再生計画では、「例年行う1月の自己評価及び2月の外部評価による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。また、検証結果は速やかに町ホームページで公表する」とされており、検証の結果

を示してください。

3点目。今後の展望、目標はどのようなものか示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

以後、席を移らせていただきます。

「七原剛議員質問席に移動〕

財政課長 わたくしのほうから、ふるさと納税制度について、御説明させていただき ます。

ふるさと納税は、都市と地方の行政のバランスの格差を是正することを目的として、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度として、平成20年度に創設されました。

町のふるさと納税は、特産品PRによる産業の振興を期待して、平成27年1月から始めました。以降、ふるさと納税の獲得に向け、ポータルサイトの活用やクレジット決済の導入などにより納税者の利便性を高め、また、新規事業者の開拓や事業者の方と出品内容の拡大、見直しなどを図りながら取り組んでまいりました。

その結果、返礼品をはじめた平成27年度と令和5年度見込みと比較しますと、 寄附金額は、307万3,000円から約800万円の増の1,100万円、事業者数は9社 から17社、出品数も17品目から34品目に増えてきており、事業者から新しい 販路として認識され、町の産業振興、町のPR向上に寄与していると感じており ます。

お配りしました表を御覧ください。御質問の実績額と利用実績について表にまとめましたので、この表に基づきお答えいたしますので、①ふるさと納税の年度別寄付金額等を御覧ください。

左から、寄附金額、寄付者数、返礼品額、寄附金に対する返礼品の割合を記載しております。全てを説明しますと時間がかかりますので、ポイントのみ説明をさせていただきます。

寄附金額の実績は、開始した平成 26 年度は 3 か月間と期間が短く、13 万円。返礼品を始めた平成 27 年度は、307 万 3,000 円、平成 29 年度は、830 万 8,000 円で、平成 28 年度の 463 万 9,000 円と比較し大幅増となっていますが、理由は、平成 29 年 1 月からふるさと納税のポータルサイト「ふるさとチョイス」を開始したこと、同年 4 月にはクレジット決済を導入したことにより利用者の利便性が高まったことによります。

令和2年度、3年度は、1,000万円を超えておりますが、関谷醸造の返礼品に対する寄附が大きく影響しております。

令和5年度は、1日町長体験や奥三河パワートレイル大会の参加費や6月2日の災害による寄附があったことなどにより、昨年より増の1,100万円を見込んでおります。

次に、利用実績、寄附金の使途についてお答えします。

②ふるさと納税の令和4年度の使途を御覧ください。

この表は令和4年度の実績になります。ふるさと納税のポータルサイトには寄 附された方が何を支援したいか選択でき、サイトの集計機能を基に集計したもの であります。選択できる内容は自治体ごとに異なりますが、設楽町では、環境共 生に関する事業、産業振興に関する事業、住居環境に関する事業、安心福祉に関 する事業、教育文化に関する事業、住民参画に関する事業の6つの事業を選択することができます。各事業への寄附件数、寄附額は表のとおりで、各事業の予算へ反映は、関連すると思われる事業に財政課で充当し、基本的には、財源がない単独経費に充てております。令和4年度は、環境共生事業では、北設広域事務組合負担金、産業振興事業では、観光協会への補助金に充当しております。

次に、(2)現状における課題、改善すべき事項等がないか、についてお答え します。

課題としては、「さとふる」を利用する事業者数が1事業業者、2品目と数が少ないことであります。このサイトへの事業者の登録が進まない原因は、「さとふる」から商品の集荷期日――商品を取りくる日なのですが、が指定されること、もう一つが、「さとふる」の掲載ページの作成は、事業者が行うことにあります。常に商品がある事業者であれば指定日に対応できますが、時期、天候などによって左右される事業者は対応が難しく、また、「さとふる」への掲載ページは事業者が作成するため、事業者の方の中にはパソコンの苦手な方もみえますので、登録が進まないことがあげられます。主たる原因は集荷期日にありますので、すぐに登録数が増えないかもしれませんが、掲載ページの作成など町として支援できること、今年度創設した農業者の販路を拡大するためのWEBなどのデザイン作成への補助などを活用してもらいながら事業者の獲得を図りたいと考えております。

令和5年10月から、返礼品、事務費を合わせ寄附金額の5割以内に制度が改正されるなど、年々制度が厳格化されておりますので、適正な事務に努めてまいりたいと思います。

次に、(3)今後の展望、目標について、お答えします。

ふるさと納税市場は今後も拡大すると思われますので、重要な施策として位置づけ、今後も町の産業振興、設楽町の認知・周知、また、町へ来てもらうきっかけとなるよう取り組んでまいります。

令和6年度から、全国的に人気の高い「楽天」のポータルサイトを追加することで、新たな寄附者を獲得するとともに事業者の販路拡大を図りたいと思っております。現在出品している全事業者と打合せも終わり、ほとんどの事業者から楽天ポータルサイトへ出品する意向確認が取れており、出品内容について現在検討しているところであります。開始日は、「楽天」と調整しており、6月以降になるのではないかと思っております。

今後は、商品の出品だけでなく、体験型も増やしていきたいと考えております。これまで、一日町長プログラム、日本酒づくり体験、古民家宿泊、奥三河パワートレイル大会の参加券などを実施してきましたが、現在、令和6年度からは事業者から出品2件、体験型5件、宿泊2件、合計9件の申出があり、現在準備を進めております。

今回「楽天」には、町の認知度、納税額の増加に期待するところではありますけれども、基本は魅力的な返礼品の拡充及び事業者の開拓と思っています。そのためには、財政課で考えるだけでなく、事業者、関係各課、関係団体と一緒になって、今後も取り組んでまいりたいと思います。

説明は、以上です。

企画ダム対策課長 それでは、2点目の、企業版ふるさと納税制度についてお答えさ

せていただきます。

まず、1点目の実質納税額と利用実績ですが、令和5年度時点で実質納税額は240万円となっております。令和4年度40万円、令和5年度200万円となっております。

利用実績のほうは、現在のところはありませんが、今後、地域づくり等の費用 に充当を考えており、令和6年度予算ではアウトドア経費に充当する予定であり ます。

2つ目の、自己評価と効果検証の結果ですが、地域再生計画の自己評価、外部 評価が現在のところ未実施のため、公表できていないのが現状であります。でき ていないことへの責任は重く感じております。

できていない理由としましては、自己評価と効果検証を行う流れが制度化されておらず、効果検証に当たっては外部評価になりますので、誰に、どのように、何に基づいて評価をしてもらうのかという明確なものがなく、制度化されていないため、なかなか進めることができない状況であります。

しかし、地域再生計画もそうですが、町の総合計画、総合戦略についても事業 評価は必要になってきますので、現在、第三者による、民間業者となりますが、 事業評価についての提案を頂けるよう依頼しており、今後、事業評価の制度化に 向けて検討を進めてまいります。

3つ目の、今後の展望と目標です。

この企業版ふるさと納税は、事業実施期間が令和7年3月31日と、来年の令和6年度で終了となります。令和4年度から6年度までの計画認定をいただき、寄附金額の目安としては3億円を目標にしてきましたが、現在のところ240万円と、全く届いていないような状況であります。そもそも、その3億円の目標を金額の設定に当たりましては、標準財政規模の10%以内の額を定めるということになっております。令和3年度決算の標準財政規模が約34億円でしたので、3億円の目標設定がされております。

今後の展望としましては、設楽ダムの本体工事が発注されたことで、多くの業者が設楽ダムに関わることとなります。今まで、令和4年度には、町内の現場事務所を持つ業者に対して町長によるトップセールスを行ったり、昨年は、設楽根羽線小松トンネルで開催されました、「トンネルで遊ぼう遊べる建設企業展」に設楽町ブースを設け、企業版ふるさと納税のPRを行ったりしていますが、計画期限を迎える来年度中に目標の3億に届くことは非常に難しいと思っております。しかし、本年度200万円を上回る寄附を目標にPRを今後進めていきたいと考えております。

企画ダム対策課からは以上でございます。

5七原 ではまず、ふるさと納税制度のほうから。確認と再質問をさせていただきた いと思います。

財政課長に質問するのですけども、財政課長、両方とも答えられるかなというところでちょっと聞くのですが、ふるさと納税制度と、この企業版ふるさと納税制度、寄附を頂くわけですよね、町に対して。この頂いた寄附というお金と、例えばいわゆる交付金とか補助金、そういったものの兼合いというか、このお金を頂くとこの補助金は使えなくなるとか、この事業にふるさと納税で頂いたお金を充当すると、ほかのこの補助金は使えなくなるとか、そういった利便性というか、

そういう、お金の、補助金と、このふるさと納税、企業版ふるさと納税との兼ね 合いっていうところはどうなっているのでしょう。

財政課長 ただいまの御質問は、ふるさと納税の寄附金の事業の性質と、通常の補助 金との違いとしてお答えさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、一応、特定財源という形にはなっておりますけれども、比較的自由なお金として財政課としては認識しております。補助金になりますと、本当にその事業に目的があったものにしか使えないものですから、そういったことで、ほかの事業には使えないのですけれども、このふるさと寄附金においては、こうした特定の補助金の補助裏でも使える財源としております。

5七原 はい、よく分かりました。ということは、基本的にはこうやって頂いた寄附金というのは、多ければ多いほど従来の財源というのはほかの事業に使えるということになるわけですよね。その前提でないと、とんちんかんな質問なっちゃうので、ちょっと最初に確認させていただきました。

次にふるさと納税について質問しますが、この、今頂いた資料、1番、2番書いてありますけど、これというのをホームページで公表するということはされるつもりはないのかというのがあるんですね。何でかと言いますと……待ってくださいね。初めての試みなのでデータがなかなか出てこないのですけれども……あった。総務省のポータルサイトからダウンロードした資料によりますと、ふるさと納税の受入額実績や活用状況等の公表について、ということで、これ、全指定団体に対する割合で書いてありますけれども、受入実績額と活用状況、事業内容なんかですね、両方を公表しているよという団体は、このふるさと納税を活用している団体のうちの81%です。両方とも公表していないというのは3.2%です。何となく設楽町はこの3.2%に入っているんじゃないかなという気がしてしまうのですけども、こういった資料が、これ多分、半年かかってつくった資料ではなくて、誰かが、半日ぐらいかかって一生懸命調べてつくってくれた資料だと思いますので、こういったものを公表するだけでも、やはり頂いたお金であるわけですから、寄附ですから、ちゃんと公表すべきではないかなと思うのですけど、その辺の予定というのはありますでしょうか。

- 財政課長 現在、設楽町、何となくではございませんが、やっておりません。大変失礼いたしております。ほとんどの団体がしているわけで、設楽町は現在しておりませんので、今後は公表に努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 5七原 今のところ、公表していただけるということで、ぜひお願いしたいというふうに思うわけですね。先日というか、ちょっと前に1日町長、たしか100万円だったと思いますけども、そうやって納税していただいた方がみえて、おそらく1日町長をやることに100万円の価値を見いだしたということではなくて、町長を体験させてもらうのに実際に宿泊いろいろあるでしょうが、10万円ぐらいは使っている勘定になるかと思うのですけども、それ以外はやっぱり、今は出てっちゃったけど、ふるさと設楽町に頑張ってほしいと言って、応援の意味でくれているお金だと思うんですね。分からないですよ、残り90万なのか、残り80万なのか分からないですけども、そういったことを考えれば、寄附してくれた方に対して、何も発表がないというのは大変失礼に当たると思いますので、ウェブ上でやはり、今日くれた資料だけでも私ちょっと不備かなとは思います。頂いたほうがいいで

すけども、こういう事業にこれだけ使いましたということで、事業名を入れて、このうちこの時期、例えばこの事業であって500万使いましたが、このうち100万円はふるさと納税の費用を使わせていただきましたとかなれば、見た人は、「俺この事業に100万でやったから、俺の金、ここに使われたんだ」と分かると思うのですね。あるいは、そこら辺差別なっちゃうといかんですけど、やはり高額で頂いた方に対しては、お客様から頂いたお金はこの事業に充当させていただきました、結果こうでしたというところまできちんと返事すべきだと思います。自治体によっては、高額で納税していただいた人を表彰しているところとか、そういうのもありますので、そういったところをぜひ考えてやっていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の質問のほうで、今後についてということで、体験型を増やしたいんだというようなこと、答弁ございました。今の話にもつながりますけども、体験型を増やすということは、やはり、お金の使い道というところをきちんと示してあげないと困るんじゃないかなというふうに思います。

で、1つ言うと、北海道の夕張市ってあります。夕張市、あそこは返礼品も夕 張メロンとかいろいろあるのですが、それとは別に……どこ行っちゃったかな、 返礼品ではなくて、このパンフレットの中に、これは令和4年度のパンフレット を今見ているのですけども、その中に、令和3年度ふるさと納税の活用事業報告 というページもちゃんとあるんですね。やっぱりやっているところはやっている んです。これなんかで見ますと、2億9,500万ぐらい、有名な町ですから集まる のですけれども、そのうち例えば、子供たちの健全な育成に関する事業について 3,478万円を使いました。あと、市民の文化スポーツ活動の推進に関する事業に 関して73万円を使いました。高齢者や障害者の生活支援に関して1,900万円を ふるさと納税から使いましたというふうに書いてあるんです。

やはりさっき言った、返礼品を増やすということ、増やすというか、魅力的な返礼品というのも大事だと思うのですけども、こういった、具体的に何にいくら使いましたということを明らかにしないと、それを何もやらない自治体にはお金なかなか集まらないと思いますね。

そこで、ふるさと納税の設楽町のパンフレットとかそういうもあるわけですけども、もうちょっと具体的に、こういうことに使いますというのを、もっと事業名で出すとか、そういうことをやっていただければなというふうに思いますけども、その辺、パンフレットの改正とか、そういったもっと具体的な事業名で、いろいろ報告なり、募集をするという、そういったところについてのお考えはいかがでしょうか。

財政課長 ただいま御質問の趣旨は、設楽町の、今、区分として6区分で実施しておりますけれども、ちょっと設楽町としては全体的な、何にでも充当できるように、大きなばくっとしたもので書いてはあります。それよりも議員の御指摘ですと、より具体的に皆さんに興味が湧くというわけじゃないのですけれども、そういったことで設楽町の取組が分かるということだと思っております。

今後そういったことにつきまして、今後公表していくこともありますので、その中で再度もう一度、この6つの事業と、やり方として変えてみるというのもありかなと思いますので、ちょっと検討をしてまいりたいと思います。

5七原 検討していただけるということですので、また、「どんな検討しましたか」

なんて質問を今後してみたいなと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、企業版ふるさと納税のほうですね。再質問させていただくのですけども、 何にも増して(2)のほうですね、検証についてやっていなかったということで、 つらつら、なんでできなかったというような言い訳がいっぱいあったのですけれ ども、あれはただ単に、なかなか小学校でも通用しないなというだけの話であり まして、仕事としてやっているわけですから、制度がなかったっというのはちょ っとお話にならないですね。なかなかそこら辺はだめだと思うので。これについ ては、検証というのは今日述べていただいたことなんですよ。過去の事業やって ないけども、お金だけは頂いているという状況が今の現状ですので、そのことに ついて、今どうなんだって。今後どうするんだ、反省点は何だということをやっ ていただくのが検証なんですよね。それ難しいことではなくて、私もどこかない かなと思っていろいろ見たのですけども。熊本県の苓北町というところがありま す。人口が6,300人ぐらいなので、設楽町に毛が生えた程度の大きさの規模の町 なのですけども、そこも企業版ふるさと納税やっているのですけど、ちゃんと効 果検証というのをやっています。また今度見てください、熊本県苓北町という所 です。A4、1枚のサイズだけですけど、僕見ても、これを検証というのかどう かっていうのは甚だ疑問の残るところではありますけども、でもちゃんとやるこ とはやっているのですね。これが何でできないんだろう、設楽町は、というとこ ろが非常に疑問でして。これ、時々一般の企業と比べさせていただいて申し訳な いのですけれども、こういうふうに検証をやりますと言ってできてないというこ とになったら、通常誰が責任をとるんです。今回は誰が責任とるということでも ないとは思いますけども、普通はこれで、例えば管理責任者の人がいて、こうい うふうにやって効果検証できてないと言ったら、じゃあもう交代とか降格とかそ ういうことが起こるようなことなんですね。やっていない自治体もあるんだとい うことを言いたくなるときもあると思うのですけども、それは全く言い訳になり ませんので、これちょっと、課長だと答えにくいかなと思うので、副町長さんち ょっとお答えいただければと思うのですけども、この検証について、今後制度を つくって検証していくなんていうことはやめて、今までやってないということが 問題なものですから、きちんとした今までの部分については、6月議会のときに 報告していただくということを約束していただけないかなと思うのですが、その 辺いかがでしょう。

- 副町長 議員おっしゃるとおり、一度しっかりと検証して、しかるべきところに、6 月議会になるかは分かりませんけれども、早い時期に検証して報告をしたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 5七原 6月になるか分からない形ということですけど、これ、一般の企業でいわゆる ISOなんか認証してあると、おおむねこの手のことというのはどうやるかというと、マックスで1か月です。できないようだと、できないようなこと、はなから計画するなという話になっちゃいますので、その辺はちょっと危機感を持っていただいてお仕事をしていただきたいなというふうに思います。

あと、企業版ふるさと納税、時間があまりないのですけど、金額があまり残ってないというところなので、1つ、これは僕の提案なのですけど、北海道の倶知安という町があります。倶知安町っていうのですけど、変な漢字を書くのですけども、昔バイクでツーリングで行ったことがあって覚えていたというとこなので

すけど。その倶知安という町で、倶知安の企業版ふるさと納税の募集についてと あるのですけども、倶知安で先生になろう、という。倶知安町保育士、保育教諭、 募集情報というのがあるのですけども、これについて応援してくださいと、企業 の皆様と。保育士が足らないんです、何とか応援してくださいっていうふうに、 もう限定なのですね、ここね。ほかにも実はもう一つあるのですけども、こうい うふうに、何か一つに限定したらどうかと思います。的を絞って募集すると。ち ょっとパンフレットを見ても、おぼろげになっちゃっています、設楽町の企業版 ふるさと納税のパンフレットもね。とにかくお金くださいって、そうじゃなくっ て、今、設楽町でこういうことに困っているから、この事業に充てたいから協力 してくださいというふうに、事業を限定してみてはどうかなと思います。時間が ないので余計にね。それをもって、先ほどおっしゃるように、各ゼネコンに営業 に行っていただくと。現場事務所じゃなくて、本当は印鑑をしてくれてある住所 に行くのが1番いいんです。名古屋支店って、名古屋市中区何とかって書いてあ ったら、そこに電話して行って、寄附してくださいと。こういうことに困ってい るんです、この事業に充当したいんですということでお願いするほうが、企業側 も大変分かりやすくていいんじゃないかなと思いますね。

もう一つのアイデアは、今、企業というのは、特にゼネコン関係だとカーボンニュートラルとかSDGsというところに非常にPRとかも含めて敏感になっていますので、そういったところに関する事業、林業政策であるとか、あとSDGsに関することだと、設楽町の場合ほかにもいろいろ政策ありますので、そこに使いたい、この事業に使いたいんだと。この事業に充当したいから何とか協力してくれということでお願いしたほうが、非常に相手も分かりやすいなというふうに思いますけども。その辺、そういった的を絞ったリーフレットをつくるということと、きちんと相手先のところまで職員が営業に行くということについて、その辺あと1年のことですけれども、課長さんのほう、どうお考えでしょう。

- 企画ダム対策課長 目標金額に全然届いてないということは非常に残念でおります し、PRが足りないという自覚はもちろん持っております。そういった手法も使 いながらPRに努める中で、企業版ふるさと納税の納税額が少し上がるように努 力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
- 5七原 これも私、今回いろいろ調べたのですが、一番当てにしたのは内閣府の地方 創生というポータルサイトですね。ここを見ると、企業版ふるさと納税というペ ージで開いていくと、その中に、内閣府の職員さんが見て、これいいじゃんと思 ったのが載せてあると思うのですけども、いろいろ、各県からつらっと代表的 なものが載せてあります。これ、見やすいなと思うのが多分載せてあるのですけ ど、近隣だと豊根村が載っています。豊根村も、ホームページでも確認しました けど、非常に分かりやすいんですね、リーフレットが。こういうことにやります というのが写真が入っていて、例えばこういう事業にやりますというので載って いますので、ぜひ、参考にしろという言い方でもないのですけれども、こういう のが人目を引くんだなというのがあると思います。あと、今言った北海道の倶知 安町ですね、企業版ふるさと納税に関しては3つぐらいしか項目ないです。これ について本当に困っているから企業の皆様協力してくださいっていう、そういう 言い方をしていますので、いろいろと考えていただいて、1円でも多く寄附を募 って、そしてその頂いた寄附に関してはきちんと使途を明確にして、ホームペー

ジ上あるいは寄附を頂いた方々に分かるようにする、これ最低限のことですけれども、そういったことによって、両方とも金額が増えていくんじゃないかなというふうに、基本的にはそういう考えでおります。

財源として非常に重要なものであるというふうに認識しておりますので、ふるさと納税制度のほうは今後とも引き続き行って、制度的に行われていくので、その辺、財政課のほうで頑張っていただくのですが、最後、町長のほうからこの両制度において、今のところそれほど金額が伸びていないのですけれども、今後どういった形で金額を伸ばしていきたいかといったところを述べていただければありがたいと思いますが、いかがでしょう。

町長 ありがとうございます。まさにふるさと納税でありますけれども、私も少し前ですが調べていてちょっと愕然としましたけれども、この北設3町村は少ないのですが、お隣の根羽村へいくと、何と4億円です。ふるさと納税4億円で、商品を見ておりますと、トマトであったり、乳製品のアイスクリームであったり、ジビエのハンバーグ、まな板、こんなようなもので4億円です。どこに違いがあるのかということをしっかりと一度検証しないといけないと思っています。可能性、私どもの町でも用意ができるものでありますので、可能性はかなりあると思っています。多分、ネバーランドですか、道の駅というか森の駅というんですかね、あそことタイアップするような形でやってみえると思うのですが、そういったことも、私どもの町、3つ道の駅がありますので、どんな形でできるのかということも少し検証したいなというふうに思っているところです。

なのですが、何より、役場の中でも一生懸命このふるさと納税の返礼品とかについていろいろ考えていくのですが、役場の中で考えることはやっぱり知れています。もっと民間の、ここに住んでみえる方の中からいろんな提案をぜひしていただきたいと思います。こんなものをふるさと納税にどうだというような提案をぜひ、そこが私は本来ではないかと思っているのですが、役場も一生懸命考えて、支援も協力もしっかりとしていきますので、少しその辺のPRをして。例えば、4億円に届くかどうか分かりませんが、返礼品がそんなに差があるわけではありませんので、私どもの町でできることを少し検討したいなというふうに思っているところです。

それから、企業版ふるさと納税は、私もここの事業者の方を回らせていただいたのと、本体工事のところは名古屋市まで行ってお話をさせていただきました。額が少し少ないのですが、一応私どもの町も、使用の目的が設定をしてあります。5つほど、設楽で継続した暮らしを実現する事業とかで5つほどありますので。これをもとに今、企業版ふるさと納税をやっておりますので、少し上手にPRをしていきたいなということと、もう少し考えて、1年になります。多分継続がされるというふうに、うわさがありますので、そこを信じて今やっておるところでありますけれども、一生懸命頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

5七原 今後もより一層努力いただいて、官民一体となって税収増につなげていって いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長これで、七原剛君の質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。本日はこれで散会といたします。 お疲れ様でした。

散会 午後1時43分